

公益法人会計基準の運用指針 (素案)

令和6年12月

内閣府公益認定等委員会

公益法人会計基準の運用指針（素案）

目次

I. 会計基準適用対象関係	3
II. 金融商品関係	5
III. 固定資産関係	6
IV. 外貨建取引	12
V. 退職給付	12
VI. 資産除去債務	13
VII. 税効果会計関係	14
VIII. 収益の認識	15
IX. 区分経理関係	17
X. 関連当事者との取引	18
XI. 財務諸表の科目	22
XII. 財務諸表様式及び注記・附属明細書関係	33

公益法人会計基準の運用指針（案）

令和6年12月 日

内閣府公益認定等委員会

設定の経緯等について

公益法人会計基準の運用指針（以下、「運用指針」という。）は、平成18年の公益法人制度改革関連三法の成立に伴い、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せとして平成16年に改正された公益法人会計基準（以下、「平成16年改正基準」という。）の見直しを行った結果、平成16年改正基準のうち表示に関する項目、別表及び様式については、平成16年改正基準から切り離し、公益法人制度改革関連三法、関係する施行令及び施行規則に従うべく内容を改め、ここに運用指針として定めたものである。加えて、公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せとして平成17年に公表された平成16年改正基準の運用指針のうち、公益法人会計基準の適用にあたって引き続き必要となる事項につき、本運用指針において定めるものとしてきた。以来、公益法人が、公益法人制度のもとで、法人運営の適切な状況を広く法人の関係者に伝えるため、別途定めのある公益法人会計基準と合わせて法人の情報開示を行うための方法を定めるものとして、本運用指針を適用してきている。

今般、公益法人の自由度の拡大、成長とガバナンスの充実を目指して、公益法人制度改革が行われることとなり、本運用指針も改めて設定することとなった。本運用指針の適用の前提としては、公益法人認定法、一般法人法、整備法、これらに関する施行令及び施行規則並びに公益法人会計基準がある。公益法人が会計に関する書類を作成する際に、公益法人会計基準と併せて本運用指針を適用するものとする。

なお、公益法人が個別の会計処理を行うにあたり、必要と思われる事項は、会計基準及び本運用指針で規定しているが、洩れなく全てを規定できていないものではないため、必要に応じて公益法人会計基準の「I 財務報告の目的」に記載されている財務報告の目的を勘案し、他の一般に公正妥当な会計基準を適宜参照することになる。

I 会計基準適用対象関係

公益法人会計基準における公益法人について

1. 公益法人会計基準における公益法人は、以下に定めた法人とする。

- ① 公益法人認定法第2条第3号に定めのある公益法人（以下「公益社団・財団法人」という。）
- ② 整備法第123条第1項に定めのある移行法人（以下「移行法人」という。）
- ③ 公益法人認定法第7条の申請をする一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団・財団法人」という。）

会計監査人設置法人以外の法人への適用について

2. 会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、適用又は作成しないことができる。

- ・固定資産の減損会計
- ・資産除去債務に係る会計処理
- ・税効果会計
- ・キャッシュ・フロー計算書
- ・賃貸不動産の時価等に関する注記
- ・財務規律適合性に関する明細（附属明細書）

3. 会計監査人設置法人以外の法人は、以下の項目について、簡便法を適用することができる。
- ・退職給付引当金（第37項、第38項に定める簡便法）
 - ・収益の認識（第56項に定める簡便法）

移行法人の会計基準及び運用指針の適用について

4. 移行法人についての公益法人会計基準の適用は、以下とおりとす。
- （適用対象外とするもの）
- ・財産目録の作成
 - ・貸借対照表の注記（使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高）
 - ・活動計算書の注記（指定純資産のうち指定寄附資金の発生年度別残高及び使用見込み）
 - ・附属明細書（使途拘束資産（控除対象財産）の明細、財務規律適合性に関する明細）
- （移行法人における取扱いを適用するもの）
- ・活動計算書における事業収益、事業費の区分
 - ・貸借対照表の注記（会計区分別内訳又は実施事業資産の内訳と増減額及び残高）
 - ・活動計算書の注記（財源区分別内訳、会計及び事業区分別内訳、指定純資産の内訳、事業費及び管理費の形態別区分）

経過措置等

5. 公益法人会計基準を適用するに当たっては下記のとおり、経過措置を設けるものとする。
- 適用初年度における前事業年度の財務諸表の記載について
- ① 貸借対照表、活動計算書及びキャッシュ・フロー計算書の前事業年度の数値については、記載しないことができる。
 - ② 財務諸表の注記に記載する前期末残高の数値は、記載しないことができる。
6. 適用時期について
- 本会計基準については、令和7年（2025年）4月1日以降に開始する事業年度から適用するものとする。ただし、令和10年（2028年）4月1日前に開始する事業年度までに適用を開始することもできる。

II. 金融商品関係

第1. 金銭債権

金銭債権の貸借対照表価額

7. 金銭債権の貸借対照表価額は、取得価額から貸倒引当金を控除した金額とする。貸倒引当金は、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、次のように区分し、それぞれ区分ごとの貸倒見積高をもって計上する。
- ① 一般債権（経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権をいう。）については、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により算定する。
 - ② 貸倒懸念債権（経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか、又は生じる可能性の高い債務者に対する債権をいう。）については、債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。
 - ア. 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
 - イ. 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法
 - ③ 破産更生債権等（経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権をいう。）については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

第2. 有価証券

時価

8. 時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

有価証券の減損損失

9. 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は活動計算書上、当期の費用として処理する。
10. 市場価格のあるものについて時価が「著しく下落したとき」とは、少なくとも個々の銘柄の有価証券の時価が、取得価額に比べて50%程度以上下落した場合をいう。この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得価額まで回復する見込みがあるとは認められないため、減損処理を行う。
11. 市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は活動計算書上、当期の費用として処理する。ただし、市場価格のない株式の実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、期末において相当の減額をしないことも認められる。
12. 財政状態の悪化とは、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の企業会計の慣行に従って作成した財務諸表を基礎に、原則として、資産等の時価評価に基づく評価差額等を加味して算定

した1株当たりの純資産額が、当該株式の取得時と比較して、相当程度下落している場合をいう。

13. 市場価格のない株式の実質価額が「著しく低下したとき」とは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合をいう。実質価額は、通常、前項に記載の評価差額等を加味して算定した1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額であるが、会社の超過収益力等を考慮に入れることができる。

Ⅲ 固定資産関係

第1. リース関係

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理

14.

- (1) ファイナンス・リース取引は、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う。借手は、リース物件とこれに係る債務をリース資産とリース債務として計上する。
- (2) リース資産とリース債務の計上額を算定するに当たっては、原則として、リース契約締結時に合意されたリース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法による。
- (3) 当該利息相当額については、原則として、リース期間にわたり利息法により配分する。
- (4) リース資産の減価償却費は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定する。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手の会計処理

15. リース取引開始時の会計処理については、以下のとおりである。

- (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る借手は、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う。ただし、重要性が乏しい場合には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。
- (2) リース取引開始日におけるリース資産とリース債務の計上額は、リース料総額の現在価値と貸手の購入価額等（貸手の購入価額等が明らかでない場合は借手の見積現金購入価額）とのいずれか低い額による。
- (3) 重要性が乏しい場合とは、リース契約1件当たりの金額が、300万円未満の取引、契約期間が1年内のリース取引又はリース料総額が資産計上基準を満たさない場合をいう。

利息相当額及び減価償却費等

16.

- (1) 利息相当額の総額は、原則としてリース期間にわたり利息法により配分するが、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を採用することができる。
 - ① リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法
リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。
 - ② 利息相当額の総額をリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法
- (2) リース資産の減価償却費については、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する。償却方法については自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一である必要はなく、実態に応じたものを選択する。
- (3) リース料支払時の会計処理は、期中のリース料支払時に、支出する現金預金を元本と支払利息の支払に区分する。なお、リース期間の利息相当額は、リース取引開始時のリース料総額と、リース資産の計上価額の差額とする。
- (4) リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料、有形固定資産及び

無形固定資産の期末残高の合計額に占める未経過リース料の割合が10%未満である場合をいう。

ファイナンス・リース取引の表示

17. 貸借対照表の表示は以下のとおりとする。

- (1) リース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産の別に、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産、無形固定資産に属する各科目に含めることもできる。
- (2) リース債務については、貸借対照表日後1年以内に支払の期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払の期限が到来するものは固定負債に属するものとする。

ファイナンス・リース取引の注記

18. ファイナンス・リース取引で、売買取引に係る方法に準じて処理を行った場合には、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。

オペレーティング・リース取引の会計処理

19. オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

オペレーティング・リース取引の注記

20. オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料は、1年内のリース期間に係るものと、1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。ただし、重要性が乏しい場合には、当該注記を要しない。

第2. 固定資産の減損会計

資金生成資産と非資金生成資産

21.

- (1) 資金生成資産とは、当該資産等の使用と直接結び付いて生み出される将来キャッシュ・フローにより、投資の回収を予定する資産等をいう。
- (2) 将来キャッシュ・フローとは、例えば、以下のようなものがある。
 - ① 事業収益、運営補助金
 - ② 資産等において継続的に受領している寄付金
 - ③ 資産等に直接紐付く会費
 - ④ 過去の実績から、每期、資産等が直接受領すると見込まれる寄付金
 - ⑤ 臨時的な寄付金のうち履行が確実と考えられる寄付金
 - ⑥ 資産等で発生するコスト
- (3) 非資金生成資産とは、資金生成資産以外の資産等をいう。

資産のグルーピング

22. 資産グループは以下の単位とする。

- (1) 公益法人における資産のグルーピングは、他の資産等からおおむね独立したキャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位で行う。
- (2) キャッシュ・フロー又はサービスを生み出す最小の単位の決定は、管理会計上の区分や投資の意思決定（資産の処分や事業の廃止に関する意思決定を含む。）を総合的に判断して行う。
- (3) 複数の資産グループ共通で使用される資産（以下「共通使用資産」という。）がある場合には、共通使用資産が関連する複数の資産又は資産グループに共通使用資産を加えた、より大きな単位の将来キャッシュ・フローにより、当該共通使用資産が関連する資産又は資産グループの投資額

及び共通使用資産の投資額の回収を予定しているか否かで、当該共通使用資産を資金生成資産と非資金生成資産に区分する。

- ① 資金生成資産グループのみに使用される共通使用資産は、資金生成資産となることが多い。
- ② 非資金生成資産グループのみに使用される共通使用資産は、非資金生成資産となることが多い。
- ③ 本部資産のように資金生成資産グループと非資金生成資産グループにまたがり、公益法人共通で利用される共通使用資産は、法人全体で当該共通使用資産も含めて投資の回収を予定する場合には資金生成資産となり、法人全体で当該共通使用資産の投資の回収を予定しない場合には非資金生成資産となる。

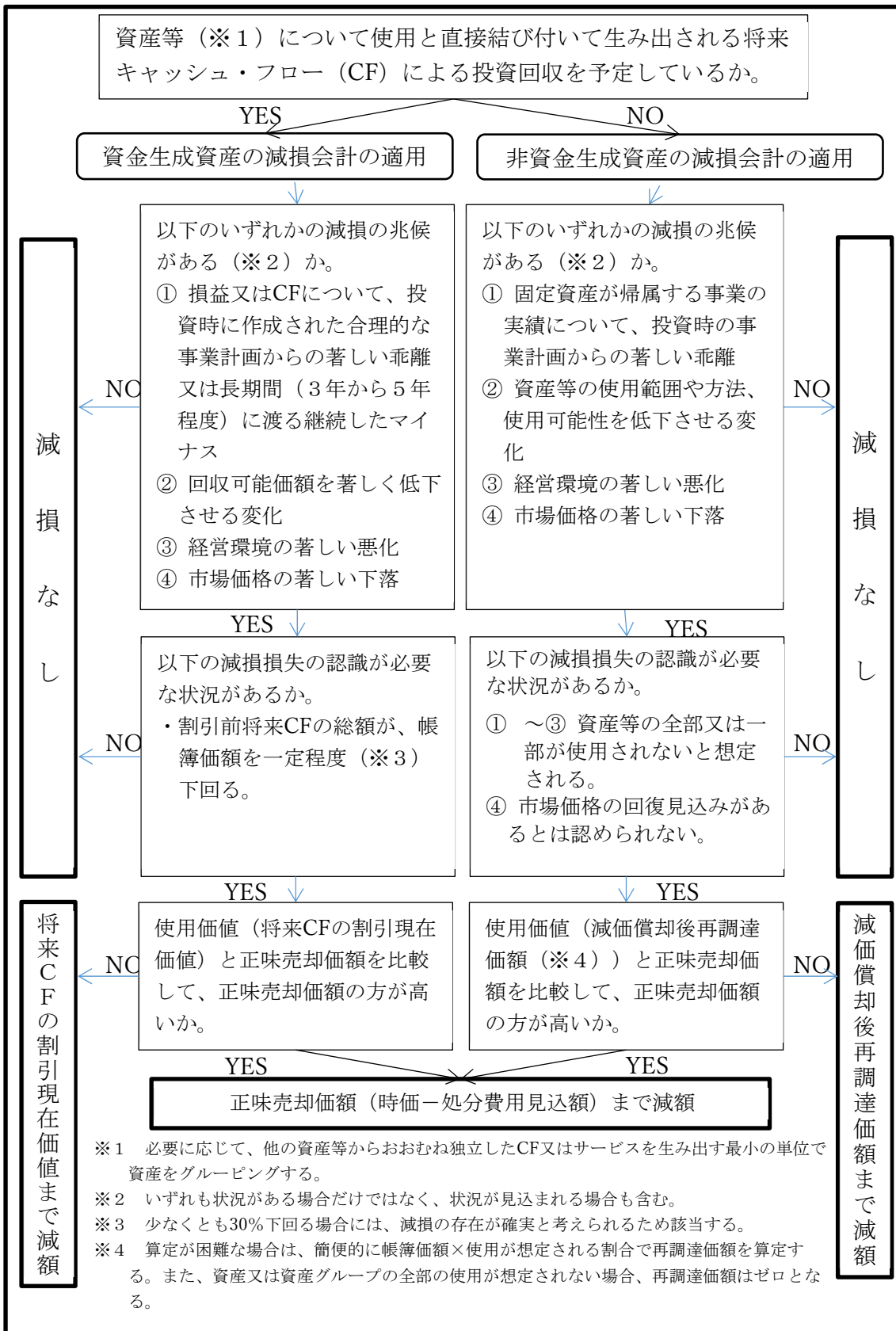
減損会計適用のフロー

23. 資産等について、資金生成資産及び非資金生成資産の区分に従い、3ステップで減損会計を適用する。

- (1) 減損の兆候の有無を判断する。
- (2) 減損の兆候がある場合には、減損の存在が相当程度確実と認められるか否かで減損を認識するかどうかを判定する。
- (3) 減損損失を認識すべきであると判定された資産等について減損額の測定を行う。

24. 非資金生成資産における前項(2)の減損の認識としては、【図表1】に記載の非資金生成資産の減損会計の適用右欄の上記①から③までについて、減損の認識が必要な状況があるかについて判断するステップが入る。この際、減損が不要と判断するに当たっては、当該サービス提供の継続可能性を検討していることが必要となる。また、検討に際しては、財務的な面を含めて検討し、その結果は、事業計画に反映され、当該事業計画は、理事会等の公益法人の意思決定機関での決定が行われることが想定され、継続可能性が高いことが要件となる。

【図表1】 公益法人における減損会計の適用フロー



資金生成資産の減損

減損の兆候

25. 資金生成資産について、以下のいずれかの状況に該当する場合又はいずれかの状況が見込まれる場合には、減損の兆候が認められる。

(1) 損益又はキャッシュ・フローについて、以下のいずれかがある場合

- ・投資時に作成された合理的な事業計画からの著しい乖離
- ・長期間（3年から5年程度）にわたる継続したマイナス

(2) 回収可能額を著しく低下させる変化

遊休、稼働率の低下、機能的減価、建設仮勘定に計上している建設途中の固定資産の建設の大幅な遅れや延期・中止、異なる用途への変更、資産の処分、事業廃止や縮小の決定等がある。

(3) 経営環境の著しい悪化

技術革新による著しい陳腐化、特許期間終了による重要な関連技術の拡散など技術的環境の著しい悪化や、業務に関連する重要な法律改正、規制緩和や規制強化、補助金の大幅な減額などの制度に関する環境の著しい悪化、重大な法令違反の発生等がある。

(4) 市場価格の著しい下落

減損の認識

26. 減損の兆候がある資金生成資産について、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を一定程度下回る場合に、減損損失を認識する。

(1) 将来キャッシュ・フローは、当該資産等の使用と直接結び付いて生み出される経常的な将来キャッシュ・フロー及び確実に見込まれる臨時的な将来キャッシュ・フローとする。なお、現在の価値を維持するための合理的な設備投資に関連する将来キャッシュ・フローは、見積りに含める。

(2) 将来キャッシュ・フローの見積期間は、資産等の中の主要な資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い方とする。

(3) 一定程度の水準について、一定程度とは、投資案件に期待する収益率にもよるため、一律に数値基準を示すことはできないものの、少なくとも割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を30%以上下回る場合には、減損の存在が確実である。

減損の測定

27. 減損損失を認識すべきであると判定された資金生成資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の費用とする。

(1) 回収可能価額について

① 回収可能価額は、資産等の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方とする。

② 正味売却価額は、資産等の売却により生み出される価値である。正味売却価額は、資産等の時価から処分費用見込額を控除して算定される。

③ 使用価値は、資産等の使用により生み出される価値である。使用価値は、資産等の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの割引現在価値より算定される。

(2) 割引率について

① 割引率は、貨幣の時間的価値を反映した割引率とする。資産等に係る将来キャッシュ・フローが、その見積りから乖離するリスクが、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合には、これを割引率に反映させる。

② 当該リスクを割引率に反映させる場合には、当該資産又は資産が属する事業に期待される収益率を用いたり、公益法人に期待される収益率を用いたりして当該割引率を算定する。

③ 当該資産又は資産が属する事業に期待される収益率は、当該資産に係る事業の状況によって

異なり、資本コストを下回ることはない。

- ④ 組織存続に最低限必要となる収益率を自己資本コストと考え、当該自己資本コストと借入資本コストの加重平均を公益法人に期待される収益率とする。

非資金生成資産の減損

減損の兆候

28. 非資金生成資産について、以下のいずれかの状況に該当する場合又はいずれかの状況が見込まれる場合に減損の兆候が認められる。

- (1) 固定資産が帰属する事業の実績について、投資時の事業計画からの著しい乖離
著しい乖離とは、運営施設における利用者の減少や資産の使用率の低下、資産能力の想定との相違、想定と異なる維持管理コストの発生、事業やプロジェクトの大幅な遅延等である。
- (2) 資産等の使用範囲や方法、使用可能性を低下させる変化
遊休、稼働率の低下、機能的減価、建設仮勘定に計上している建設途中の固定資産の建設の大幅な遅れや延期・中止、異なる用途への変更、資産の処分、事業廃止や縮小の決定等がある。
- (3) 経営環境の著しい悪化
技術革新による著しい陳腐化、特許期間終了による重要な関連技術の拡散など技術的環境の著しい悪化や、業務に関連する重要な法律改正、規制緩和や規制強化、補助金の大幅な減額などの制度に関する環境の著しい悪化、重大な法令違反の発生等がある。
- (4) 市場価格の著しい下落

減損の認識

29. 減損の兆候がある非資金生成資産について、以下の場合に該当するときは減損損失を認識する。

- (1) 兆候が前項(1)から(3)までの場合
資産等の全部又は一部の使用が想定されないとき
- (2) 兆候が前項(4)の場合
市場価格の回復見込みがあると認められないとき
上記(1)において、減損の兆候があるが、当該資産等を用いてサービス提供を継続する場合には、減損の認識は不要である。ただし、このような決定を行うためには、当該サービス提供の継続可能性が高いことが要件となる。

減損の測定

30. 減損損失を認識すべきであると判定された非資金生成資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の費用に計上する。

- (1) 回収可能価額について
 - ① 回収可能価額は、資産等の正味売却価額と使用価値のいずれか高い方とする。
 - ② 正味売却価額は、資産等の売却により生み出される価値である。正味売却価額は、資産等の時価から処分費用見込額を控除して算定される。
 - ③ 使用価値は、減価償却後再調達価額により算定される。ただし、減価償却後再調達価額の算定が困難な場合は、資産の帳簿価額に使用が想定される割合を乗じて算出した金額を再調達価額とすることができる。
- (2) 減価償却後再調達価額は、固定資産の一部につき使用が想定されていない部分以外の部分があるサービス提供能力と同じサービス提供能力を有する資産を新たに取得した場合において見込まれる取得価額から、対応する減価償却累計額を控除した価額をいう。

注記

31. 次に掲げる事項について注記をする。

- (1) 主な資金生成資産と非資金生成資産の内容
- (2) 資産等の区分変更を行った場合には、その旨、変更理由

減損を認識した場合には、次に掲げる事項について注記をする。

- (1) 減損を認識した資産等の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要
- (2) 減損の認識に至った経緯
- (3) 主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
- (4) 資産グループについて減損損失を認識した場合には、当該資産グループの概要と資産をグルーピングした方法
- (5) 回収可能価額が正味売却価額である場合には、その旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値である場合にはその旨及び割引率

IV 外貨建取引

決算時の換算差額の会計処理

32. 決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。ただし、外貨建有価証券換算差額については、時価の著しい下落又は実質価額の著しい低下により、決算時の為替相場による換算を行ったことによって生じた換算差額は、当期の有価証券の評価損として処理する。

取引発生時の為替相場について

33. 取引発生時の為替相場とは、取引が発生した日における直物為替相場又は合理的な基準に基づいて算定された平均相場、例えば取引の行われた月又は週の前月又は前週の直物為替相場を平均したもの等、直近の一定期間の直物相場に基づいて算出されたものとする。ただし、取引が発生した日の直近の一定の日における直物為替相場、例えば取引の行われた月若しくは週の前月若しくは前週の末日又は当月若しくは当週の初日の直物為替相場によることも認められる。

外国通貨による記録について

34. 外貨建債権債務、外国通貨の保有状況及び決済方法等から、外貨建取引について当該取引発生時の外国通貨により記録することが合理的であると認められる場合には、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用することができる。この場合には、外国通貨の額をもって記録された外貨建取引は、各月末等一定の時点において、当該時点の直物為替相場又は合理的な基礎に基づいて算定された一定期間の平均相場による円換算額を付するものとする。

V 退職給付

35. 退職給付債務については、以下、いずれか該当する会計処理によるものとする。

確定給付制度の会計処理－原則法

36. 確定給付制度の会計処理は、原則として以下のとおりに行う。

- (1) 退職給付債務は、退職により見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算する。退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から年金資産の額を控除した額を退職給付引当金として計上する。ただし、年金資産の額が退職給付債務を超える場合には、前払年金費用として計上する。
- (2) 退職給付の総額のうち期末までに発生していると認められる額は、次のいずれかの方法により計算する。この場合、一旦採用した方法は、原則として、継続して適用する。
 - ① 退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法
 - ② 退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積もった額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法

なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときは、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従う。

- (3) 退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い長期の債券の利回りを基礎として決定することとなる。
- (4) 未認識過去勤務費用とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち、費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む。次において同じ。）されていないものをいう。未認識過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、予想される退職時から現在までの平均的な期間（以下「平均残存勤務期間」という。）以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。
- (5) 未認識数理計算上の差異とは、年金資産の期待運用収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等により発生した差異のうち、費用処理されていないものをいう。未認識数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。
- (6) 年金資産の額は、厚生年金基金等が運用している年金資産を期末における公正な評価額により計算する。

確定給付制度の会計処理－簡便法

37. 退職給付の対象となる従業員数が300人未満の場合、従業員数が300人以上であっても年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られない場合、原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる場合には、退職一時金に係る債務は、退職給付に係る期末自己都合要支給額をもって算定することが認められる。

会計監査人設置法人以外の法人は、従業員数に係わらず簡便法を適用することができる。

38. 当該簡便法によれば、退職給付債務に関する注記は不要であり、附属明細書の引当金の明細又は引当金の内訳と増減額及び残高の注記に増減額を記載する。

確定拠出制度の会計処理

39. 確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない確定拠出制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金をもって費用処理する。ただし、退職一時金制度等の確定給付制度と併用している場合には、それぞれ会計処理する必要がある。

なお、退職一時金の一部を確定拠出制度等から支給する制度の場合には、期末自己都合要支給額から同制度より給付される額を除いた金額によることとなる。

退職金規程がなく、退職金等の支払に関する合意も存在しない場合

40. 退職金規程がなく、かつ退職金等の支払に関する合意も存在しない場合には、退職給付債務を計上することはできない。ただし、退職金の支給実績があり、将来においても支給する見込みが高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、退職給付引当金を計上することができる。

VI 資産除去債務

除去費用等の活動計算書上の表示

41. 資産計上された資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額及び時の経過による資産除去債務の調整額は、当該資産除去債務に関連する有形固定資産の減価償却費と同じ区分に含めて計上する。

42. 資産除去債務の履行時に認識される資産除去債務残高と資産除去債務の決済のために実際に支払われた額との差額は、原則として、当該資産除去債務に対応する除去費用に係る費用配分額と同じ区分に含めて計上する。

資産除去債務に係る注記

43. 資産除去債務の会計処理に関連して、次の事項を注記する。

- (1) 資産除去債務の内容についての簡潔な説明
- (2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件
- (3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容
- (4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額
- (5) 資産除去債務は発生しているが、その債務を合理的に見積もることができないため、貸借対照表に資産除去債務を計上していない場合には、当該資産除去債務の概要、合理的に見積もることができない旨及びその理由

Ⅶ 税効果会計関係

44. 税効果会計を適用した場合の一時差異等とは、会計上計上されている資産又は負債の額と法人税法に基づく課税所得計算上の資産又は負債の額との差額及び将来の課税所得と相殺可能な繰越欠損金等（繰越外国税額控除や繰越可能な租税特別措置法上の法人税額の特別控除等を含む。以下同じ。）をいう。一時差異等があるときは、以下により法人税等の額を適切に期間配分する。

- (1) 一時差異等に係る税金の額は、将来の会計期間において回収又は支払が見込まれない税金の額を除き、繰延税金資産又は繰延税金負債として貸借対照表に計上する。
- (2) 繰延税金資産又は繰延税金負債の金額は、回収又は支払が行われるものと見込まれる期の税率に基づいて計算する。
- (3) 繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末で比較した増減額は、当期に納付すべき法人税等の調整額として計上する。ただし、法人税法に基づく課税対象となる資産の評価替えにより生じた評価差額が直接純資産の部に計上される場合には、当該評価差額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を当該評価差額から控除して計上する。

繰越欠損金等の扱い

45. 繰越欠損金等に係る繰延税金資産は、公益法人の運営状況から近い将来課税所得が発生することが確実に見込まれる場合に限り計上することができる。

法人税等の範囲

46. 法人税等には、法人税、地方法人税のほか、都道府県民税、市町村民税及び利益に関連する金額を課税標準とする事業税、特別法人事業税が含まれる。

繰延税金資産の回収可能性

47. 繰延税金資産の計上には、収益力に基づく課税所得が十分見込まれること、及びスケジューリングを行うことが前提となる。

税効果会計に適用すべき税率

48. 税効果会計に適用すべき税率とは、決算日現在における税法規定に基づく法定実効税率による。公益法人においては、課税の範囲や税率等が多様であるため、各課税の対象等を踏まえて法定実効税率の計算をする。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

49. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳については、注記する。

VIII 収益の認識

履行義務の充足による収益の認識

50. 交換取引の収益の認識に当たっては、当該取引について、交換取引相手との契約における義務の履行が一時点で充足されるか、一定の期間にわたり充足されるか、どちらに該当するかを決定する。

一時点で充足される履行義務

51. 交換取引相手との契約における履行義務が一時点で充足される取引について財又はサービスに対する支配を交換取引相手に移転した時点を決断するに当たっては、次の各号の指標を考慮する。

- (1) 公益法人が交換取引相手に提供した資産に関する対価を収受する現在の権利を有していること。
- (2) 交換取引相手が資産に対する法的所有権を有していること。
- (3) 公益法人が資産の物理的占有を移転したこと。
- (4) 交換取引相手が資産の所有に伴う重大なリスクを負い、経済的価値を享受していること。
- (5) 交換取引相手が資産を検収したこと。

一定の期間にわたり充足される履行義務

52. 交換取引相手との契約における履行義務が一定の期間にわたり充足される取引については、履行義務の進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を認識する。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合にのみ収益を認識する。

53. 履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に関する進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により処理する。

原価回収基準とは、履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法をいう。

交換取引相手に支払われる対価

54. 交換取引相手に支払われる対価は、公益法人が交換取引相手に対して支払う、又は支払うと見込まれる現金の額や、交換取引相手が公益法人に対する債務額に充当できるものの額を含む。

55. 交換取引相手に支払われる対価は、交換取引相手から受領する別個の財又はサービスとの交換に支払われるものである場合を除き、取引価格から減額する。

簡便法

56. 会計監査人設置法人以外の法人は、公益法人会計基準第134項～第139項に定めた収益の認識に係るステップに係わらず、取引相手への財又はサービスの移転と現金、現金同等物や未入金等の対価の取得により、収益を認識することができる。

非交換取引に係る収益の認識

寄付金

57. 寄付者による寄付申込みと公益法人の承諾をもって、当該寄付に関する贈与契約が成立する。ただし、寄付収益の認識については、その履行が確実であると確認された時点で収益を認識する。

58. 寄付の確実性は、寄付者の過去の寄付実績、履行までの期間、財務状況その他履行が阻害される要因の存在等を総合的に勘案して判断する。
59. 贈与契約の効力発生時点で当該契約履行の確実性が確認できず、収益の認識を行わなかった場合、入金、クレジットカード決済等の契約の履行がなされた時点で収益を認識する。

補助金及び助成金

60. 補助金や助成金（以下「補助金等」という。）は、公的機関や助成団体から受領する反対給付を受けない給付金であり、負担金や利子補給金等といった名称の給付も含まれる。なお、補助金等には役務の対価としての委託費等については含まないものとする。
補助金等については、原則として交付者から送付された交付決定通知を公益法人が受領した時点で、当該通知に記載されている金額等のうち、公益法人において使用した額または使用が見込まれる額を収益認識する。
61. 事業や支出項目等につき使途制約が課されている場合は、指定純資産区分において、収益計上を行う。当該使途の制約は、一般的に補助・助成事業の完了について補助・助成団体の確認を得た時点で解除される。
62. 当該事業年度末までに目的たる支出を行うことが予定されている補助金等を受け入れた場合には、その受入額を受取補助金等として一般純資産区分の収益として計上することができる。
63. 当該補助金等が国又は地方公共団体等の補助金等交付業務を実質的に代行する目的で当該公益法人に一時的に支払われたものである場合等、当該補助金等を第三者へ交付する義務を負担する場合には、当該補助金等は預り補助金等として処理し、事業年度末における残高を負債の部に記載するものとする。

現物寄付

64. 物資による現物寄付を受ける場合、当該現物が公益法人において利用可能又は換金可能であり、組織目的の達成に貢献する資源である場合に収益として認識する。現物又は現物についての権利や内容を証明する書類を受領し、公益法人が受入れを承諾した時点で、その公正な評価額により収益の認識を行う。
65. 最終的な受益者の利用に供することを前提とした寄付で、単に公益法人を経由しているにすぎない場合や、測定可能性が満たされない場合には、収益の認識は行わない。
66. 換金を前提とした寄付は、寄付と譲渡（換金）行為に分解し、譲渡（換金）主体により会計処理を分ける。
・ 譲渡（換金）主体が寄付者の場合は、現金の寄付の取扱いに従う。
・ 譲渡（換金）主体が公益法人の場合には、寄付者からの寄贈品受入れを現物の寄付の取扱いに従って処理し、寄贈品の譲渡（換金）を譲渡契約に従って処理する。
67. 寄贈品に市場がない場合には、簡便的に公正な評価額の測定に譲渡時の契約額（換金額）を利用することができる。

無償又は低廉な価格での人的サービス

68. 無償又は低廉な価格での人的サービスは、労働単価の客観的な見積りが困難である等、恣意性を排除した測定に課題があることから、収益として認識しない。

使用貸借

69. 土地利用や事務所使用の無償提供には、事務所や会議用の土地建物、自宅、会議室、チャリティイベント用の会場等、様々な形があり、恣意性を排除した測定に課題があることから、収益として認識しない。

収益認識額と実際の入金額に差額がある場合

70. 収益認識額と実際の入金額が異なる場合や収益認識額について返還義務が生じた場合には、収益認識額と入金額の差額や返還額について、収益計上額を修正する。

IX 区分経理関係

資産・負債の区分

71. 公益法人の資産・負債は、公益目的事業、収益事業等及びこれらの事業の管理業務のいずれかの用に供され、各会計区分に計上される。特定の会計だけでなく、複数の会計で使用する資産や、特定の会計の負債でなく複数の会計にまたがる負債については、可能な限り特定の会計への物理的な跡付けを行い、その跡付けに従って、当該会計に計上する。物理的に特定の会計への跡付けが困難な場合には、使用割合等適正な基準により配分する。

収益の配賦

72. 受取会費、受取寄付金など法人内のルールにより、会計区分への配賦の基準が決まっている場合には、各会計の経常収益区分に計上することとし、この場合には配賦基準を注記することとする。各事業対価収入のほか、各事業に発生する収益については各会計の経常収益区分に計上することになるが、法人に共通的に発生する可能性のある収益科目については、合理的な基準により各会計に配賦する。

他会計振替

73. 区分経理を行い、他の会計区分における収益又は利益を振り替える会計区分間の取引が発生した場合には、他会計振替額として表示する。他会計振替額は会計区分間の資産及び負債の移動（内部貸借取引を除く。）を意味しており、収益・費用の按分を処理する科目ではない。

他会計貸借勘定

74. 区分経理を行い、ひとつの会計区分における一時的な資金不足に対して他の会計区分における資産を充てるような会計区間の取引（内部貸借取引）が発生した場合には、他会計貸借勘定を使用して処理をする。他会計貸借勘定は他の会計区分に対する債権や債務を表す科目であり、精算を前提としている。貸借対照表の会計区分別内訳注記では、各会計区分における資産の部または負債の部に計上される。

短期他会計貸借勘定

75. 短期的な資金繰りを目的として他会計の資金を一時的に公益目的事業に費消し、一年以内に返済する見込みがある場合には、公益目的事業会計上に「短期他会計借入金」といった勘定科目により負債を計上する。

長期他会計貸借勘定

76. 前項以外で、資金不足により、公益目的事業の継続が困難な場合にあつて、本来、公益目的事業以

外に用途が定められている法人活動保有財産、資産取得資金、特定費用準備資金又は指定寄附資金の他会計の資金を長期にわたって使用する場合には、公益目的事業会計上に「長期他会計借入金」といった勘定科目により負債を計上し、貸借対照表の注記「会計区分別内訳」に、資金不足の状況など借入の理由、借入の財源・金額を記載する。

内部取引高の相殺消去

77. 会計区分間又は事業区分間において生ずる内部取引高は、活動計算書の会計・事業区分別内訳注記において相殺消去するものとする。また、会計区分間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表の会計区分別内訳注記において相殺消去するものとする。

公益目的事業しか行わない公益法人が管理費に充当する収益の計上

78. 公益目的事業しか行わない公益法人が、公益目的事業に係る収益を管理費（適正な費用に限る）に充てた場合においては、管理費に割り振られた収益は、法人会計の収益に計上する。

X 関連当事者との取引

関連当事者の定義

79. 関連当事者とは、以下のものをいう。

- (1) 当該公益法人を支配する法人
- (2) 当該公益法人によって支配される法人
- (3) 当該公益法人と同一の支配法人を持つ法人
- (4) 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者
- (5) 当該公益法人の役員又は評議員及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人並びに当該法人の役員又は評議員及びそれらの近親者
- (6) 当該公益法人の使用人及びその近親者
- (7) 当該公益法人が公益社団法人である場合には、法人ではない社員又は一般法人法第131条に規定する基金の拠出者及びそれらの近親者
- (8) 当該公益法人が公益財団法人である場合には、法人ではない設立者及びその近親者
- (9) 当該公益法人の法人である社員、(7)の基金の拠出者、設立者
- (10) (9)の法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第1条に規定する子法人である場合の親法人又は(9)の法人の子法人（(1)から(3)まで及び(5)の当該公益法人と支配関係にある法人を除く。）
- (11) 近親者とは配偶者及び三親等内の親族、事実婚関係と同様の事情に有る者それらの者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する特別な関係にある者をいう。

80. 公益法人が関連当事者と取引を行っている場合には、その重要なものについて、以下の事項を注記しなければならない。

- (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の事業年度末における資産総額及び事業の内容。なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該公益法人の所有割合
- (2) 当該関連当事者が個人の場合には、個人の属性（役員、評議員、使用人、役員の前親者等）及び職業
- (3) 当該公益法人と関連当事者との関係
- (4) 取引の内容
- (5) 取引の種類別の取引金額
- (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容

81. 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、注記を要しない。

- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- (2) 役員又は評議員及び使用人に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払
- (3) 当該公益法人に対する寄付金

82. 関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の範囲は、以下のとおりである。

(1) 当該公益法人を支配する法人（以下「支配法人」という。）

支配法人とは、当該公益法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している法人をいう。

次の場合には当該法人は、支配法人に該当するものとする。なお、当該法人には支配法人によって支配される法人を含むものとする。

ア 当該法人が当該公益法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該法人が当該公益法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

- a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該公益法人の議決権の過半数を占めていること
- b. 当該法人の役員（理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）、評議員若しくは使用人である者又はこれらであった者で、かつ当該公益法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該公益法人の理事会の構成員の過半数を占めていること
- c. 当該公益法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- d. 当該公益法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
- e. その他、当該公益法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合に当該公益法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、財務上又は事実上の関係から当該公益法人の意思決定機関を支配していないことが明らかでない場合には、対象外とすることができるものとする。

また、当該公益法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記アからウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該公益法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

- a. 当該法人の役員、評議員若しくは使用人である者又は就任日前5年以内にこれらであった者
- b. 当該法人によって選任された者又は就任日前5年以内に当該公益法人の評議員に選任されたことがある者

なお、国及び地方公共団体については、公益法人の監督等を実施していることをもって、ただちに支配法人とはしないが、上記アからウに該当しない場合であっても、国又は地方公共団体が当該公

益法人の財務又は事業の方針を決定する機関を支配している一定の事実が認められる場合には、当該公益法人は、国又は地方公共団体を支配法人とみなして注記をすることが望ましいものとする。

(2) 当該公益法人によって支配される法人（以下「被支配法人」という。）

被支配法人とは、当該公益法人が他の法人の財務及び事業の方針を決定する機関を支配している場合の他の法人をいう。

次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。なお、当該公益法人にはその被支配法人を含むものとする。

ア 当該公益法人が他の法人の議決権の過半数を自己の計算において所有していること

イ 当該公益法人が他の法人の議決権の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している場合で、以下のいずれかの要件に該当すること

- a. 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人の議決権の過半数を占めていること
- b. 当該公益法人の役員、評議員若しくは使用人である者又はこれらであった者で自己が他の法人の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、他の法人の理事会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること
- c. 他の法人の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること
- d. 他の法人の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額の過半についての融資を行っていること
- e. その他、他の法人の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること

ウ 当該公益法人が自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記ア、イに該当する場合を除く。）に他の法人の議決権の過半数を占めている場合で、上記イのbからeに掲げるいずれかの要件に該当すること

ただし、当該公益法人が他の法人の財務上又は事実上の関係から他の法人の意思決定機関を支配していないことが明らかな場合には、対象外とすることができるものとする。なお、他の法人が公益財団法人又は一般財団法人である場合には、上記アからウにおける自己の計算において所有している議決権については、以下に掲げる者が当該他の法人の評議員会の構成員を占めていることとする。

- a. 当該公益法人の役員、評議員若しくは使用人である者又は就任日前5年以内にこれらであった者
- b. 当該公益法人によって選任された者又は就任日前5年以内に他の法人の評議員に選任されたことがある者

83. 関連当事者との取引の内容について財務諸表に注記を付す場合の関連当事者の重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 法人である関連当事者との取引

ア 活動計算書項目に係る関連当事者との取引

経常収益又は経常費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、経常収益又は経常費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

その他収益又はその他費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目

ごとに100万円を超える取引について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合には損益を併せて開示する。

指定純資産の部の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに100万円を超える増加額について、その取引総額を開示する。

ただし、その他収益又はその他費用の各項目及び指定純資産の部に係る関連当事者との取引については、上記基準により開示対象となる場合であっても、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が、当期一般純資産増減額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

イ 貸借対照表項目等に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高、その注記事項に係る関連当事者との取引、被保証債務及び関連当事者による当該法人の債務に対する担保提供資産に係る取引については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。

ただし、資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等については、それぞれの残高が100分の1以下であっても、取引の発生総額が資産の合計額の100分の1を超える場合には開示を要するものとする。

(2) 役員又は評議員及びそれらの近親者との取引

役員又は評議員及びそれらの近親者との取引については、活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、総額100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

(3) 使用人及びその近親者との取引

使用人及びその近親者との取引については、活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、総額100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

(4) 当該公益法人が公益社団法人である場合には、社員又は一般法人法第131条に規定する基金の拠出者及びそれらの近親者との取引

社員又は一般法人法第131条に規定する基金の拠出者及びそれらの近親者との取引については、活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、総額100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

(5) 当該公益法人が公益財団法人である場合には、設立者及びその近親者との取引

設立者及びその近親者との取引については、活動計算書項目及び貸借対照表項目のいずれに係る取引についても、総額100万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

XI. 財務諸表の科目

84. ここに示した財務諸表を作成する際の科目は、一般的、標準的なものであり、事業の種類、規模等に応じて科目を設定することができる。なお、必要に応じて小科目を設定することが望ましい。

第1. 貸借対照表及び貸借対照表の注記に係る科目及び取扱要領

(資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動資産	現金預金	現金、当座預金、普通預金、1年以内に満期が到来する定期預金等
	未収会費	受取会費の計上に伴い発生する金銭債権
	未収金	法人を運営する上での通常の取引における売上や役務の提供、及び資産の譲渡を行った場合等に発生する金銭債権
	契約資産	法人が取引先に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する法人の権利（ただし、対価に対する法的な請求権を除く）
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額
	有価証券	売買目的有価証券、貸借対照表日後1年以内に満期の到来する債券等
	商品	販売を目的として保有する棚卸資産
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品
	前払費用	一定の契約に従い、継続してサービスの提供を受ける場合、いまだ提供されていないサービスに対し支払われた対価であり、支払った公益法人においては、経済的便益をもたらすものである
	未収収益	一定の契約に従い、継続してサービスの提供を行う場合、既に提供したサービスに対していまだその対価の支払を受けていないものであり、支払を受けていない公益法人においては、その対価の支払を受けるという経済的便益をもたらすものである
	短期貸付金	資金の貸付のうち、回収期限が貸借対照表日後1年以内のもの
	未収消費税等	還付予定の消費税等
	未収還付法人税等	還付予定の法人税、住民税、事業税等
固定資産		
有形固定資産		物理的な形態を持ち、1年を超える長期にわたり利用される資産
	建物	事務所や住宅等の建築物で、電気設備、給排水設備、空調設備等の附属設備を含む
	構築物	土地に定着する土木設備又は工作物をいう
	車両運搬具	自動車等の陸上運搬具
	什器備品	機器や備品で、耐用年数が1年以上のもの
	土地	事務所や事業等の用途に使用される敷地
	リース資産	リース取引により調達した資産

無形固定資産	建設仮勘定	有形固定資産で通常の事業活動の用に供することを前提として、建設又は製作途中における当該建設又は製作のために支出した金額及び充当した材料をいう（工事前払金、手付金等を含む） 物理的な形態を持たず、1年を超える長期にわたり利用される資産
	借地権	建物の所有を目的とする地上権、賃借権
	ソフトウェア	コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム等をいう
	電話加入権 敷金	電話加入契約により電話サービスの提供を受ける権利 事務所等の賃借に当たり債務担保のため貸主に差し入れる金銭
その他固定資産	保証金	事業上の取引に関して、契約の担保のために取引先へ差し入れる金銭 固定資産のうち、有形・無形固定資産に含まれないもの
	長期性預金	あらかじめ満期日を設定し、原則として満期日まで引き出すことのできない預金
	投資有価証券	有価証券のうち、貸借対照表日後1年以内に満期の到来する債券等以外のもの
	子会社株式	法人が議決権の過半数を保有する営利企業の株式（他の会社の意思決定機関を支配している場合の他の会社も含む。）
	関連会社株式	法人が議決権の20%以上50%以下を保有する営利企業の株式（他の会社の意思決定に重要な影響を与えることができる場合の他の会社も含む。）
	出資金	法人が資金提供して取得した持分で有価証券の形態をとらないもの
	長期貸付金	資金の貸付のうち、回収期限が貸借対照表日後1年を超えるもの
	保険積立金	加入している保険に係る貸借対照表日における返戻金相当額
	会員権	ゴルフ場やクラブなどの施設を利用する権利を示す資産
	長期前払費用	前払費用のうち、貸借対照表日後1年を超えて費用となるもの
	繰延税金資産	税効果会計適用に伴う、会計上の利益と税法上の所得との差額を認識し、税金の前払分相当額を管理するための勘定科目

(負債の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
流動負債	未払金	事業費等の未払額
	未払費用	一定の契約に従い、継続してサービスの提供を受ける場合、既に提供されたサービスに対していまだその対価の支払が終わらないものであり、支払を終えていない公益法人においては、その対価の支払を行う義務を負うものである
	未払法人税等	法人税、住民税及び事業税等のうち、未納付のもの
	未払消費税等	消費税及び地方消費税のうち、未納付のもの
	契約負債	財又はサービスを取引先に移転する法人の義務に対して、法人が取引先から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているもの
	前受金	受取会費等の前受額
	前受収益	一定の契約に従い、継続してサービスの提供を行う場合、いまだ提供していないサービスに対し支払を受けた対価であり、対価の支払を受けた公益法人においては、いまだ提供していないサービスの提供をする義務を負うものである
	預り金	源泉所得税、社会保険料等の預り金
	短期借入金	返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金
	1年内返済予定長期借入金	返済期限が貸借対照表日後1年以内となった長期借入金
	リース債務	売買処理を行ったリース契約に基づく債務のうち、支払日が1年以内に到来するもの
	賞与引当金	翌期における賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額
	資産除去債務	将来における有形固定資産に係る廃棄費用見積額のうち、支払日が1年以内に到来するもの
	固定負債	長期借入金
リース債務		売買処理を行ったリース契約に基づく債務のうち、支払日が1年を超えて到来するもの
繰延税金負債		税効果会計適用に伴う、会計上の利益と税法上の所得との差額を認識し、税金の未払分相当額を管理するための勘定科目
退職給付引当金		退職給付に係る見積債務額
役員退職慰労引当金		将来支給する役員への退職慰労金のうち、当該事業年度末までに発生していると認められる金額
受入保証金		事業上の取引に関して、契約の担保のために取引先より差し入れられた金銭
資産除去債務		将来における有形固定資産に係る廃棄費用見積額のうち、支払日が1年を超えて到来するもの

(純資産の部)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
基金	基金	一般社団・財団法人法第131条に規定する基金
指定純資産	国庫補助金 地方公共団体補助金 民間補助金 寄付金	寄付者等（会員等を含む）によりその用途に制約が課されている資産の受入額 国からの補助金で用途等が定められているもの 地方公共団体からの補助金で用途等が定められているもの 民間からの補助金で用途等が定められているもの 寄付金で用途等が定められているもの
一般純資産	代替基金 一般純資産	一般社団・財団法人法第144条により計上された額 純資産から指定純資産及び代替基金を控除した額
その他有価証券評価差額金	その他有価証券評価差額金	その他有価証券に係る評価差額

第2. 活動計算書に係る科目及び取扱要領

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
経常収益		資産の運用益
資産運用益		法人が設定する各種会員から受け取る入会金
受取入会金		社団法人の社員から受け取る年会費や、法人が設定する各種会員から受け取る会費
受取会費		
事業収益	公○事業収益 収○事業収益 他○事業収益	公○事業から生じる収益 収○事業から生じる収益 他○事業から生じる収益
受取補助金等		事業費等に充当する目的で毎年度経常的に受取るものは勘定科目の前に個別の事業区分を示すものとする
受取負担金		法人が行う事業の費用の一部について、共同実施者や受益者から受け取るもの
受取寄付金		寄付者から受け取る反対給付を伴わない金銭
為替差益		為替差損益が差益の場合
雑収益		上記以外の収益
経常費用		
事業費		事業の目的のために要する費用 必要に応じて、事業の種類ごとに区分して記載する

	公○事業費	公○事業のために直接発生した費用又は公○事業に配賦された共通費用に係る活動計算書經常活動区分上の科目
	収○事業費	収○事業のために直接発生した費用又は収○事業に配賦された共通費用に係る活動計算書經常活動区分上の科目
	他○事業費	他○事業のために直接発生した費用又は他○事業に配賦された共通費用に係る活動計算書經常活動区分上の科目
管理費		各種の事業を管理するため、毎年度經常的に要する費用
その他収益		
建物売却益		建物の売却による売却差益
車両運搬具売却益		車両運搬具の売却による売却差益
什器備品売却益		什器備品の売却による売却差益
土地売却益		土地の売却による売却差益
借地権売却益		借地権の売却による売却差益
投資有価証券売却益		投資有価証券売却による売却差益
子会社株式売却益		子会社株式売却による売却差益
関連会社株式売却益		関連会社株式売却による売却差益
土地受贈益		土地の受贈益
投資有価証券受贈益		投資有価証券の受贈益
その他費用		
建物売却損		建物の売却による売却差損
車両運搬具売却損		車両運搬具の売却による売却差損
什器備品売却損		什器備品の売却による売却差損
土地売却損		土地の売却による売却差損
借地権売却損		借地権の売却による売却差損
投資有価証券売却損		投資有価証券売却による売却差損
子会社株式売却損		子会社株式売却による売却差損
関連会社株式売却損		関連会社株式売却による売却差損
建物除却損		建物の除却に伴う係る当該帳簿価額及び処分費用
車両運搬具除却損		車両運搬具の除却に係る当該帳簿価額及び処分費用
什器備品除却損		什器備品の除却に係る当該帳簿価額及び処分費用
土地減損損失		土地の時価が著しく下落して減損処理した場合の当該土地の簿価と時価の差額
投資有価証券減損損失		投資有価証券の時価が著しく下落して減損処理した場合の当該投資有価証券の簿価と時価の差額
災害損失		火災や地震等の災害を被ったことにより発生した損失額から当該災害に係る受取保険金額を控除したもの
法人税、住民税及び事業税		当該事業年度の所得等に対する法人税、住民税及び事業税等

法人税等調整額	税効果会計適用に伴う、会計上の利益と税法上の所得との差異を調整する勘定科目
---------	---------------------------------------

第3. キャッシュ・フロー計算書に係る科目及び取扱要領

① 事業活動によるキャッシュ・フローを直接法により表示する場合

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
事業活動収入		
財産運用収入	財産運用収入	財産の運用による収入 同上
寄付金等収入	寄付金等収入	寄付者から受け取る反対給付を伴わない収入 同上
入会金収入	入会金収入	法人が設定する各種会員から受け取る入会金による収入 同上
会費収入	会費収入	法人が設定する各種会員から受け取る会費による収入 同上
事業収入	事業収入	事業から生じる収入 同上
補助金等収入	国庫補助金収入	〇〇のために交付される国や地方公共団体からの補助金等による収入 〇〇のために交付される国からの補助金による収入
負担金収入	負担金収入	法人が行う事業の費用の一部について、共同実施者や受益者から受け取る収入 同上
事業活動支出		
事業費支出	事業費支出	事業の実施に伴う支出 同上
管理費支出	管理費支出	各種の事業を管理するため、毎年度経常的生じる支出 同上

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
投資活動収入		
固定資産売却収入	固定資産売却収入	固定資産の売却による収入 同上
投資有価証券売却収入	投資有価証券売却収入	投資有価証券の売却による収入 同上
使途制約のある資産の取崩収入	使途制約のある資	使途の制約があるものとして受け入れた寄付金等で事業年度内に使用されるものを除いたものの取崩しによる収入 同上

投資活動支出	産の取崩収入	
固定資産取得支出		固定資産の取得による支出
投資有価証券取得支出	固定資産取得支出	同上
	投資有価証券取得支出	投資有価証券の取得による支出
使途制約のある資産の取得支出		使途の制約があるものとして受け入れた寄付金等で事業年度内に使用されるものを除いたものの取得による支出
	使途制約のある資産の取得支出	同上

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
財務活動収入		
借入金収入	借入金収入	資金の借入れによる収入
基金受入収入	基金受入収入	基金の受入れによる収入
財務活動支出		
借入金返済支出	借入金返済支出	借入金の返済による支出
基金返還支出	基金返還支出	基金の返還による支出

② 事業活動によるキャッシュ・フローを間接法により表示する場合

(事業活動によるキャッシュ・フロー)

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
当期収益費用差額	当期収益費用差額	
キャッシュ・フローへの調整額		
減価償却費	減価償却費	
退職給付引当金の増減額	退職給付引当金の増減額	
未収金の増減額	未収金の増減額	
貯蔵品の増減額	貯蔵品の増減額	
未払金の増減額	未払金の増減額	

	未払金の増減額 国庫補助金収入	
--	--------------------	--

投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、①と同様。

第4. 活動計算書の注記に係る科目及び取扱要領

科 目		取 扱 要 領
大 科 目	中 科 目	
資産運用益	有価証券運用益	売買目的有価証券の運用益
	受取利息	預金利息、貸付金利息、有価証券利息（償却原価法による利息相当額を含む。）
	受取配当金	資産の運用により受け取る配当金
	受取賃貸料	資産の運用により受け取る賃貸料
受取入会金	受取入会金	社団法人の社員から受け取る年会費や、法人が設定する各種会員から受け取る入会金
受取会費	正会員受取会費	正会員から受け取る会費
	特別会員受取会費	特別会員から受け取る会費
	賛助会員受取会費	賛助会員から受け取る会費
事業収益	公○事業収益	公○事業から生じる収益
	収○事業収益	収○事業から生じる収益
	他○事業収益	他○事業から生じる収益
受取補助金等	受取国庫補助金	〇〇のために交付される国からの補助金
	受取地方公共団体補助金	〇〇のために交付される地方公共団体からの補助金
	受取民間補助金	〇〇のために交付される民間からの補助金
	受取国庫助成金	〇〇のために交付される国からの助成金
	受取地方公共団体助成金	〇〇のために交付される地方公共団体からの助成金
	受取民間助成金	〇〇のために交付される民間からの助成金
受取負担金	受取負担金	法人が行う事業の費用の一部について、共同実施者や受益者から受け取るもの
受取寄付金	受取寄付金	寄付者から受け取る反対給付を伴わない金銭
為替差益	募金収益	募金による収益
	為替差益	為替差損益が差益の場合
雑収益	雑収益	上記に含まれないその他の収益

事業費（活動別）	公○事業費	公○事業のために直接発生した費用又は公○事業に配賦された共通費用に係る活動計算書經常活動区分上の科目
	収○事業費	収○事業のために直接発生した費用又は収○事業に配賦された共通費用に係る活動計算書經常活動区分上の科目
	他○事業費	他○事業のために直接発生した費用又は他○事業に配賦された共通費用に係る活動計算書經常活動区分上の科目
事業費（形態別）	役員報酬	関連する事業に従事する理事に支払われる報酬のうち、事業への従事割合をもとに当該事業に配賦された報酬
	給料手当	関連する事業に直接従事する従業員の給料であり、家族手当や残業手当等を含む。作業時間等をもとに当該事業に配賦された給与手当等も含む
	臨時雇賃金	関連する事業に直接従事するパート・アルバイトなどの非正規・臨時雇用者等の給料であり、諸手当を含む。作業時間等をもとに当該事業に配賦された臨時雇賃金も含む
	賞与引当金繰入額	関連する事業に直接従事する従業員に対する賞与引当金の当期繰入額
	退職給付費用	関連する事業に直接従事する従業員に対する退職給付引当金の当期繰入額や、退職金の加算金などであり、中小企業退職金共済制度などの掛金拠出額を含む
	福利厚生費	関連する事業に直接従事する役従業員に対する社会保険料のうち、法人が負担するべき費用であり、福利厚生活動のために支出される費用を含む
	旅費交通費	関連する事業の事業活動のために生ずる出張費、通勤費等の交通費
	通信運搬費	関連する事業の事業活動のために生ずる電話代、郵便代、運送料
	減価償却費	関連する事業で使用する償却資産をその耐用年数にわたり費用配分したもの
	消耗什器備品費	関連する事業で使用する償却資産で、資産の計上基準に満たない少額の什器備品で費用処理したもの
	消耗品費	関連する事業で使用する消耗品
	修繕費	関連する事業で使用する償却資産の修理・現状維持に要した費用
	印刷製本費	関連する事業の事業活動のために生ずる出版物や資料等の印刷や製本費用
燃料費	関連する事業の事業活動のために生ずる車輛のガソリン代等や暖房の燃料費	

管理費	光熱水料費	関連する事業の事業活動のために生ずる電気料金、ガス料金、上下水道料金等の費用
	賃借料	関連する事業の事業活動のために生ずる事務所等の家賃やリース料等の費用
	保険料	関連する事業の事業活動のために生ずる火災保険や損害保険、自動車保険等の費用
	諸謝金	関連する事業の事業活動のために生ずる専門家への顧問料や原稿料、講師等への謝金の費用
	租税公課	関連する事業の事業活動のために生ずる固定資産税、印紙税、不動産取得税等
	支払負担金	関連する事業の事業活動のために生ずる他団体が実施する事業に対して費用の一部を支払う場合の負担金
	支払助成金	関連する事業の事業活動のために生ずる他団体等の事業活動に対して支払う助成金
	支払寄付金	関連する事業の事業活動の達成の為に特定の団体等に対して行われる寄付金
	委託費	関連する事業の事業活動のために生ずる業務を他の団体等に委託して行う費用
	為替差損	為替差損益が差損の場合
	雑費	関連する事業の事業活動のために生ずる上記以外の費用であり、重要性の乏しいもの
	役員等報酬	理事、監事、評議員に対する報酬（理事の事業の従事割合をもとに、事業費に配賦された報酬を除く）
	給料手当	各種の事業を管理するための従業員（管理部門の経理担当従業員等）の給料であり、作業時間をもとに、事業費に配賦されなかった報酬を含む
	賞与引当金繰入額	個別の事業実施に直接かかわりのない従業員（管理部門の経理担当従業員等）に対する賞与引当金の当期繰入額
	退職給付費用	個別の事業実施に直接かかわりのない従業員（管理部門の経理担当従業員等）に対する退職給付引当金の当期繰入額や、退職金の加算金などであり、中小企業退職金共済制度などの掛金拠出額を含む
	福利厚生費	個別の事業実施に直接かかわりのない役員・従業員に対する社会保険料のうち、法人が負担するべき費用であり、福利厚生活動のために支出される費用を含む
	会議費	社員総会・評議員会・理事会等の各種委員会の開催費用
旅費交通費	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために生ずる出張費、通勤費等の交通費	
通信運搬費	個別の業務実施に直接かかわりのない業務のために生ずる電話代、郵便代、運送料	

	減価償却費	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために使用する償却資産をその耐用年数にわたり費用配分したもの
	消耗什器備品費	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために使用する償却資産で、資産の計上基準に満たない少額の什器備品で費用処理したもの
	消耗品費	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために使用する消耗品
	修繕費	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために使用する償却資産の修理・現状維持に要した費用
	印刷製本費	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために生ずる出版物や資料等の印刷や製本費用
	燃料費	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために使用する車輛のガソリン代等や暖房の燃料費
	光熱水料費	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために生ずる電気料金、ガス料金、上下水道料金等の費用
	賃借料	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために生ずる事務所等の家賃やリース料等の費用
	保険料	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために火災保険や損害保険、自動車保険等の費用
	諸謝金	税務申告に係る税理士報酬、会計監査に係る監査報酬等の費用
	租税公課	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために生ずる固定資産税、印紙税、不動産取得税等の費用
	支払負担金	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために生ずる他団体が実施する事業に対して費用の一部を支払う場合の負担金
	支払寄付金	特定の事業活動にかかわらず、法人が存続していく上で、必要な特定の団体等に対して行われる寄付金
	支払利息	事業活動にかかわらず、法人が存続していく上で、必要な借入金から発生する利息
	為替差損	有価証券等に係る為替差損益が差損の場合
	雑費	個別の事業実施に直接かかわりのない業務のために生ずる上記以外の費用であり、重要性の乏しいもの
その他収益		
	固定資産売却益	固定資産の売却による売却差益
	投資有価証券売却益	投資有価証券売却による売却差益
	子会社株式売却益	子会社株式売却による売却差益
	関連会社株式売却益	関連会社株式売却による売却差益
	固定資産受贈益	固定資産の受贈益
	投資有価証券受贈益	投資有価証券の受贈益
その他費用		
	固定資産売却損	固定資産の売却による売却差損
	投資有価証券売却損	投資有価証券売却による売却差損
	子会社株式売却損	子会社株式売却による売却差損

関連会社株式売却損 固定資産除却損 土地減損損失 投資有価証券評価損 災害損失	関連会社株式売却による売却差損 固定資産の除却に伴う係る当該帳簿価額及び処分費用 土地の時価が著しく下落して減損処理した場合の当該 土地の簿価と時価の差額 投資有価証券の時価が著しく下落して減損処理した場 合の当該投資有価証券の簿価と時価の差額 火災や地震等の災害を被ったことにより発生した損失 額から当該災害に係る受取保険金額を控除したもの
---	--

XII. 財務諸表様式及び注記・附属明細書関係

85. 財務諸表を作成する場合には、概ね以下の様式によるものとする。

第1. 貸借対照表

貸借対照表の様式は、次のとおりである。

(1) 報告式 貸借対照表

貸 借 対 照 表

年 月 日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金及び預金			
未収金			
貸倒引当金			
有価証券			
棚卸資産			
前払費用			
流動資産合計			
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
建物			
構築物			
車両運搬具			
土地			
建設仮勘定			
美術品			

有形固定資産合計			
(2) 無形固定資産			
借地権			
ソフトウェア			
その他			
無形固定資産合計			
(3) その他固定資産			
投資有価証券			
長期貸付金			
繰延税金資産			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
未払費用			
未払法人税等			
前受金			
前受収益			
短期借入金			
〇〇引当金			
〇〇引当金			
流動負債合計			
2. 固定負債			
長期借入金			
繰延税金負債			
〇〇引当金			
固定負債合計			
負債合計			
III 純資産の部			
1. 基金			
2. 指定純資産			
3. 一般純資産			
4. その他有価証券評価差額金			
(うち指定純資産に係る評価差額金)			
(うち一般純資産に係る評価差額金)			
純資産合計			
負債及び純資産合計			

(2) 勘定式 貸借対照表

貸 借 対 照 表
年 月 日現在

(単位：円)

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当期	前期	科 目	当期	前期
I 流 動 資 産			I 流 動 負 債		
現金及び預金			未払金		
未収金			未払費用		
貸倒引当金			預り金		
有価証券			未払法人税等		
棚卸資産			前受金		
前払費用			前受収益		
II 固 定 資 産			短期借入金		
1. 有形固定資産			〇〇引当金		
建物			〇〇引当金		
構築物			II 固 定 負 債		
車両運搬具			長期借入金		
土地			繰延税金負債		
建設仮勘定			〇〇引当金		
美術品					
2. 無形固定資産			負 債 合 計		
借地権			純 資 産 の 部		
ソフトウェア			科 目	当期	前期
その他			I 基金		
3. その他の固定資産			II 指定純資産		
投資有価証券			III 一般純資産		
長期貸付金			IV その他有価証券評価差額金		
貸倒引当金			(うち指定純資産に係る評価差額金)		
繰延税金資産			(うち一般純資産に係る評価差額金)		
			純 資 産 合 計		
資 産 合 計			負 債 ・ 純 資 産 合 計		

(3) 移行法人の貸借対照表

移行法人も公益法人の貸借対照表と同様である。

第2. 活動計算書

活動計算書の様式は、次のとおりである。

(1) 公益法人用 活動計算書

<u>活 動 計 算 書</u>		令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
		(単位：円)	
		当期	前期
I 経常活動区分			
経常収益			
資産運用益			
受取会費			
事業収益			
公 1 事業収益			
公 2 事業収益			
収益事業収益			
受取補助金等			
	経常収益計		
経常費用			
事業費			
公 1 事業費			
公 2 事業費			
公益事業共通費			
収益事業費			
管理費			
	経常費用計		
	経常収益費用差額		
II その他活動区分			
その他収益			
...			
	その他収益計		
その他費用			
...			
	その他費用計		
	その他収益費用差額		
	税引前当期収益費用差額		
	法人税、住民税及事業税		
	法人税等調整額		
	当期収益費用差額		

(2) 移行法人用 活動計算書

移行法人は事業収益、事業費を実施事業等会計、その他会計に分ける。

第3. キャッシュ・フロー計算書

公益法人会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、以下によるものとする。

(1) 作成しないことができる法人

公益法人会計基準に定めのあるキャッシュ・フロー計算書については、公益法人認定法第5条第12号の規定により会計監査人を設置する義務のある公益社団・財団法人（定款において公益法人が自ら会計監査人を設置した場合は含まない）以外の公益法人は、これを作成しないことができる。

(2) キャッシュ・フロー計算書の表示方法

事業活動によるキャッシュ・フローの区分においては、直接法又は間接法のいずれかを用いてキャッシュ・フローの状況を記載しなければならない。

キャッシュ・フロー計算書の様式は、次のとおりである。

(1) 事業活動によるキャッシュ・フローを直接法による場合は、以下の方法に従い表示する。

キャッシュ・フロー計算書

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当 期	前 期
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
1. 事業活動収入		
入会金等収入		
会費収入		
事業収入		
補助金等収入		
負担金収入		
その他事業活動収入		
事業活動収入計		
2. 事業活動支出		
事業費支出		
管理費支出		
その他事業活動支出		
事業活動支出計		
法人税等支払額		
事業活動によるキャッシュ・フロー		
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
1. 投資活動収入		
固定資産売却収入		
有価証券売却収入		
使途制約のある資産の取崩収入		
投資活動収入計		

2. 投資活動支出		
固定資産取得支出		
有価証券取得支出		
使途制約のある資産の取得支出		
投資活動支出計		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
1. 財務活動収入		
財務活動収入計		
2. 財務活動支出		
財務活動支出計		
財務活動によるキャッシュ・フロー		
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		
V 現金及び現金同等物の増減額		
VI 現金及び現金同等物の期首残高		
VII 現金及び現金同等物の期末残高		

(2) 事業活動によるキャッシュ・フローを間接法による場合は、以下の方法に従い表示する。

キャッシュ・フロー計算書

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期収益費用差額			
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費			
〇〇引当金の増減額			
未収金の増減額			
貯蔵品の増減額			
未払金の増減額			
小 計			
3. 事業活動収入			
入会金等収入			
会費収入			
事業収入			
純資産増加収入計			
事業活動によるキャッシュ・フロー			
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
固定資産売却収入			
有価証券売却収入			

使途制約のある資産の取崩収入			
投資活動収入計			
2. 投資活動支出 固定資産取得支出 有価証券取得支出 使途制約のある資産の取得支出			
投資活動支出計			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入 借入金収入			
財務活動収入計			
2. 財務活動支出 借入金返済支出			
財務活動支出計			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額			
V 現金及び現金同等物の増減額			
VI 現金及び現金同等物の期首残高			
VII 現金及び現金同等物の期末残高			

第4. 財務諸表に対する注記

86. 財務諸表に対する注記を作成する場合には、概ね以下の表示によるものとする。

1. 継続組織の前提に関する注記

- (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- (4) 財務諸表は継続組織を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨

2. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 売買目的有価証券、その他有価証券
 市場価格のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法
 (売却原価は移動平均法により算定) によっている。
 市場価格のないもの…移動平均法による原価法によっている。
 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)によっている
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 出版物…総平均法による原価法を採用している。
- (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）…定額法によっている。

リース資産…所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとする定額法によっている。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の為替相場により円貨に換算し、換算差額は経常活動区分の為替差損益として処理している。

(5) 引当金等の計上根拠及び計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒損失に備えるため、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金…従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上している。期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用している。

(6) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引

① 資金の範囲

(単位：円)

	当期末	前期末
① 現金預金勘定		
② 使途制約のある預金		
③ ②以外の預入期間が3か月を超える定期預金		
現金及び預金 (①—②—③)		

② 重要な非資金取引

(単位：円)

	当期末	前期末
固定資産の受贈		

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

(8) その他財務諸表作成のための基本となる事項

3. 重要な会計方針等の変更

(1) 重要な会計方針の変更

(2) 表示方法の変更

(3) 会計上の見積りの変更

4. 担保に供している資産

(資産) ○○○円 (帳簿価額) は、長期借入金 ○○○円の担保に供している。

5. 貸借対照表の注記

(1) 会計区分別内訳

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引等消去	合計
流動資産					
固定資産					
総資産					
流動負債					
固定負債					
総負債					
純資産					

※ 公益目的事業会計上に「長期他会計借入金」といった勘定科目で負債を計上する場合には、必要な情報を(3) 2. 4. 5. 6の備考欄に記載する。

(2) 資産及び負債の状況

(単位：円)

科目	場所・物量等	使用目的等	金額
流動資産 現金及び預金 預金 有価証券 ・・・	手元保管 普通預金 ○○銀行○○支店 ××銀行▲▲支店	運転資金 ○○ <u>公益充実資金</u> ○○ (指定寄附資金1)	
固定資産 1. 有形固定資産 土地 美術品 2. 無形固定資産 ・・・ 3. その他固定資産 投資有価証券 ・・・	(公益目的保有財産1) 絵画 ○点 ○年○月以前取得 第○回利付国債他	(公益目的保有財産1)。 <u>基本財産</u> であり、 <u>公益目的保有財産</u> である。 ○○事業に供している。認定前に取得した不可欠特定財産である。 <u>特定資産</u> であり、新規事業のための準備積立金である。	
資産合計			
流動負債 未払金	○○に対する未払額	○○事業に供する備品購入の未払い分	
固定負債 退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員○○名に対する退職金の支払いに備えたもの	
負債合計			
純資産合計			

※1 支部を有する法人は、支部単位での明細を作成するものとする。

- ※2 資産を他の事業等と共用している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ※3 基本財産、使途拘束資産（控除対象財産：公益目的保有財産、法人活動保有財産、公益充実資金、特定費用準備資金、資産取得資金及び指定寄附資金）を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。このほか、法人が設定した特定資産がある場合も同様とする。
- ※4 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ※5（3）使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高に※3及び※4の情報の記載がある資産については、当該記載との対応関係を明らかにすることで、「場所・物量等」及び「使用目的等」の記載を省略することができる（例：「公益目的保有財産1」「法人活動保有財産2」）。

(3) 使途拘束資産（控除対象財産）の内訳と増減額及び残高

1. 公益目的保有財産（継続して公益目的事業の用に供する公益目的事業財産）

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額				不特定 特定財産 取得時期	公益充実資金の取り崩し又は剰余額の 解消策に充てた額の管理(※)
				前期末	当期減少額	当期増加額	期末		
1	土地	〇〇㎡××市▽▽ 町3-5-1 〇〇㎡	〇〇事業の施設に使用している。 基本財産	円	円	円	円		取得価格1000万円のうち、2割に当たる200万円は公益充実資金の取り崩しによる(令和9年度の別表Aの計算において減価償却費の円を控除)
計(A)				0円	0円	0円	0円		

(※)公益目的保有財産のうち、公益充実資金の取り崩し又は中期的収支均衡における解消策として取得したものがある場合には、公益充実資金の取り崩し又は解消額とした額を明らかにする必要があります。

2. 法人活動保有財産（公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産）

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業区分 (収、管) 事業番号	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額				備考(※)
					前期末	当期減少額	当期増加額	期末	
					円	円	円	円	
計(A)					0円	0円	0円	0円	

(※)認定規則第38条第2号ロ又は第3号に該当する場合、当該規定で定められている情報(資金不足の状況など借入の理由、借入の財源・金額)

3. 公益充実資金(A(5)より)

帳簿価額			
前期末	取崩額	積立額	期末(C)
0円	0円	0円	0円

4. 資産取得資金（公益以外の法人活動保有財産の取得又は改良）(C(3)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				備考(※)
			前期末	取崩額	積立額	期末	
1	●●改修資金		円	円	円	円	●年度の災害により、公益目的事業の対価収入が途絶え、入替費が▲円不足したことから、▲円取り崩し公益目的事業の資金不足に充当した。
計(D)			0円	0円	0円	0円	

(※)認定規則第38条第2号ロ又は第3号に該当する場合、当該規定で定められている情報(資金不足の状況など借入の理由、借入の財源・金額)

5. 特定費用準備資金(公益以外の特定の活動の実施)(C(4)より)

番号	資金の名称	収・管	帳簿価額				備考(※)
			前期末	取崩額	積立額	期末	
			円	円	円	円	
計(D)			0円	0円	0円	0円	

(※)認定規則第38条第2号ロ又は第3号に該当する場合、当該規定で定められている情報(資金不足の状況など借入の理由、借入の財源・金額)

6. 指定寄附資金(交付者の定めた使途に充てるために保有している財産)

番号	資金の名称	区分(※1)	交付者の定めた使途	帳簿価額				備考(※2)
				前期末	当期減少額	当期増加額	期末	
1	〇〇寄附金	公1	〇〇事業のために令和10年度末までに消費する	円	円	円	円	
計(F)				0円	0円	0円	0円	

(※1)公共通、公1、公2、収1、管等

(※2)認定規則第38条第2号ロ又は第3号に該当する場合、当該規定で定められている情報(資金不足の状況など借入の理由、借入の財源・金額)

控除対象財産の額(A～Fの合計)	前期末	期末
	円	円

6. 満期保有目的の債券の内訳、貸借対照表計上額、時価及び評価損益

(単位：円)

種類及び銘柄	貸借対照表計上額	時価	評価損益
国債			
合計			

7. 資産に係る引当金を直接控除した場合の各資産の資産項目別の引当金の金額

(1) 債権の取得価額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の貸倒引当金控除後残高

貸倒引当金を控除する前の債権の取得価額、貸倒引当金の当期末残高及び控除後の当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	貸倒引当金の当期末残高	貸倒引当金控除後残高
未収会費			
未収金			
短期貸付金			
合計			

8. 有形固定資産及び無形固定資産の内訳と増減額及び残高

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
有形固定資産	建物				
	土地				
	…				
	…				
	有形固定資産計				
無形固定資産	職給付引当資産				
	〇〇積立資産				
	無形固定資産計				

(記載上の留意事項)

- 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
- 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。

9. 保証債務等の偶発債務

〇〇に対する保証債務は、XXX円である。

1 0. 引当金の内訳と増減額及び残高

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金					
賞与引当金					
〇〇引当金					
〇〇引当金					

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収等による引当金の戻入れである。

〇〇引当金の「当期減少額(その他)」は、一部〇〇の支給額変更による引当金の戻入れである。

1 1. 借入金の内訳と増減額及び残高

(単位：円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	平均利率 (%)	返済期限
合 計						

1 2. 資産除去債務に関する注記

(重要性がない場合の記載)

〇〇の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しているが、重要性がないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。

(重要性がある場合の記載)

(1) 資産除去債務の内容

・・・

(2) 支出発生までの見込期間、適用した割引率等の前提条件

・・・

(3) 資産除去債務の総額の期中における増減内容

・・・

(4) 資産除去債務の見積りを変更したときは、その変更の概要及び影響額

・・・

1 3. 退職給付債務に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当法人は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型の退職一時金制度を採用している。

(2) 退職給付引当金の前期末残高と当期末残高の調整表

前期末における退職給付引当金	XX円
退職給付費用	XX円
退職給付に伴う引当金取崩額	▲XX円

当期末における退職給付引当金	▲ X X 円
----------------	---------

1 4. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 X X 円 長期金銭債権 X X 円

短期金銭債務 X X 円 長期金銭債務 X X 円

1 5. 補助金等の内訳、交付者と増減額及び残高

補助金等の内訳、交付者と増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	受入区分
補助金						
〇〇補助金	〇〇〇					指定純資産
……………	〇〇〇					一般純資産
助成金						
〇〇助成金	〇〇〇					〇〇〇
……………	〇〇〇					〇〇〇
〇〇〇						
……………	〇〇〇					〇〇〇
合 計						

1 6. 基金の増減額及びその残高

基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期基金受入額	当期基金返還額	当期末残高
基 金				
〇〇基金				
……………				
合 計				

17. 代替基金の増減額及びその残高

代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期繰入額	当期取崩額	当期末残高
代替基金				
〇〇基金				
.....				
合 計				

18. 活動計算書の注記

(1) 財源区分別内訳

(単位：円)

	一般純資産	指定純資産	合計
I 経常活動区分			
経常収益			
資産運用益			
受取入会金			
事業収益			
公1 事業収益			
公2 事業収益			
収益事業収益			
受取補助金等			
経常収益計			
経常費用			
事業費			
公1 事業費			
公2 事業費			
公益事業共通費			
収益事業費			
管理費			
経常費用計			
経常収益費用差額			
II その他活動区分			
その他収益			
...			
その他収益計			
その他費用			
...			
その他費用計			
その他収益費用差額			
税引前当期収益費用差額			
法人税、住民税及び事業税			
法人税等調整額			
当期収益費用差額			
期首純資産			
期末純資産			

(注) 純資産間の振替が発生した場合、当期収益費用差額の下に以下を追加する。

(単位：円)

	一般純資産	指定純資産	合計
Ⅲ 純資産間の振替区分			
指定純資産から一般純資産への振替額		△	
純資産変動額			

(振替理由) 需要のなくなった●●事業を廃止したため

(2) 会計区分及び事業区分別内訳

活動計算書 一般純資産の部

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計		法人会計	内部取引等消去	合計	配賦差額
	公1	公2	共通	小計	収1	他1				
経常収益										
うち共通受取会費										
うち共通受取寄付金										
経常費用										
当期経常収益費用差額										
その他収益										
その他費用										
その他収益費用差額										
他会計振替										
税引前収益費用差額										
法人税、事業税及び事業税										
法人税等調整額										
当期収益費用差額										

脚注) 経常収益に各会計に共通した受取会費、又は受取寄付金がある場合には、各会計に配賦した金額及び配賦基準を記載する。

(3) 指定純資産の内訳と増減額及び残高

(単位：円)

内 訳		交付者	前期末残高	当期増加額 (収益)	当期減少額 (費用)	当期末残高
公1	〇〇寄付金	・・				
公共通	△△寄付金	個人〇名				
公2	〇〇補助金	〇〇県				
合 計						

(4) 指定純資産のうち指定寄付資金の発生年度別残高及び支出見込み

(発生年度別残高)

(単位：円)

内 訳		交付者	発 生 年 度 別 残 高			
			1年以内	1年超5年以内	5年超10年以 内	10年超
公1	〇〇寄付金	・ ・				
公共通	△△寄付金	個人〇名				
公2	〇〇補助金	〇〇県				
合 計						

(5年超指定寄付資金の残高内訳別の支出見込み)

(単位：円)

内 訳	予定年	予定額	使 途 内 容
〇〇寄付金	2026	50	〇〇プロジェクトの実行のための支出
	2027	50	〇〇プロジェクトの実行のための支出
△△寄付金	2025	100	△△購入のため支出

(5) 事業費・管理費の形態別区分

各会計区分別に経常費用の形態別分類(中科目別)の費用額を記載してください(各事業別(公1、公2)や科目を細分化した記載も構いません。複数の計に共通して発生した費用がある場合には、各会計への配賦額とその配賦基準を記載してください。

(単位:円)

	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	合計	配賦基準
役員報酬					配賦基準: 従事割合 共通費用60を(公益5:収益3:法人2)で配分
給料手当					配賦基準:
臨時雇賃金					配賦基準:
賞与引当金繰入額					配賦基準:
退職給付費用					配賦基準:
福利厚生費					配賦基準:
旅費交通費					配賦基準:
通信運搬費					配賦基準:
減価償却費					配賦基準:
消耗什器備品費					配賦基準:
消耗品費					配賦基準:
修繕費					配賦基準:
印刷製本費					配賦基準:
燃料費					配賦基準:
光熱水料費					配賦基準:
賃借料					配賦基準:
保険料					配賦基準:
諸謝金					配賦基準:
租税公課					配賦基準:
支払負担金					配賦基準:
支払助成金					配賦基準:
支払寄付金					配賦基準:
委託費					配賦基準:
為替差損					配賦基準:
雑費					配賦基準:
合計					

19. 固定資産の減損損失に関する注記

固定資産の減損損失について、以下のとおり認識している。

- (1) 減損を認識した資産又は資産グループの用途、種類、場所、帳簿価額等の概要
- (2) 減損の認識に至った経緯
- (3) 主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳
- (4) 資産グループについて減損損失を認識した場合には、当該資産グループの概要と資産をグルーピングした方法
- (5) 回収可能価額が正味売却可能価額である場合には、その旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値である場合には、その旨及び割引率

20. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、〇〇である。

21. リース取引に関する注記

所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
無形固定資産
〇〇システム（ソフトウェア）
- (2) リース資産の減価償却の方法
重要な会計方針 固定資産の減価償却に記載のとおりである。

22. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項の注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針
当法人は、〇〇事業の財源の一部を運用益によって賄うため、債券により資産運用する。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
元本返還の確実な方法で運用を行っている。
- ③ 金融商品のリスクに係る管理体制
 - i) 資産運用の規定に基づく取引
金融商品の取引は、当法人の会計処理規則等に基づき行う。
 - ii) 信用リスクの管理
元本返還が確実な商品のみを運用する。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金			
未収金、受取手形			
有価証券、投資有価証券			
・・・			
未払金	()	()	()

(注) 負債に計上されているものは括弧書きにしている。

23. 賃貸等不動産の時価等に関する注記

当法人では、収益事業として賃貸収益を得ることを目的とした賃貸オフィスビルを所有している。一部については、当法人が使用しているため、当法人が使用する部分を含む当該不動産全体を賃貸等不動産として時価注記の対象としている。賃貸等不動産に関する貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりである。

(単位：円)

賃貸等不動産	貸借対照表計上額（注1）	時価（注2）

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2) 時価は、外部の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額である。

24. 関連当事者との取引の内容

(単位：円)

種類	名称又は個人の属性	住所	資産総額	事業内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
										(注)	

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)

- ・関連当事者に対する債権については、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高、当期の貸倒引当金繰入額等、当期の貸倒損失等の項目を開示する。ただし、債権の期末残高に対する貸倒引当金残高及び当期の貸倒引当金繰入額等については、当該者の経営状態等に重大な問題が生じていない場合には、開示の対象とはしないこととする。
- ・関連当事者との取引に関して、貸倒引当金以外の引当金が設定されている場合において、注記することが適当と認められるものについては、上記取り扱いに準じて開示する。
なお、開示にあたっては、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。
- ・関連当事者が個人の場合は、役員、評議員、使用人、役員の近親者等の属性を記載し、住所の記載は不要とする。

25. 重要な後発事象

令和××年×月×日〇〇事業所が火災により焼失したことによる損害額は××円、保険の契約金額は××円である。

26. 移行法人の注記

移行法人における注記の取り扱いは以下のとおりとする。

(1) 貸借対照表の注記

① 会計区分別内訳

(単位：円)

科目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引等消去	合計
流動資産					

固定資産					
総資産					
流動負債					
固定負債					
総負債					
純資産					

② 実施事業資産の内訳と増減額及び残高

(単位：円)

実施事業資産	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
流動資産				
現金預金				
固定資産				
有形固定資産				
土地				
美術品				
その他固定資産				
投資有価証券				

※ ①会計区分別内訳もしくは②実施事業資産の内訳と増減額及び残高を作成するものとする。

(2) 活動計算書の注記

① 財源区分別内訳

(単位：円)

	一般純資産	指定純資産	合計
I 経常活動区分			
経常収益			
受取寄付金			
受取補助金			
公1事業収益			
継1事業収益			
他1事業収益			
〇〇運用収益			
経常収益計			
経常費用			
公1事業費			
寄1事業費			
継1事業費			
その他実施事業費			
他1事業費			
管理費			
経常費用計			
経常収益用差額			
II その他活動区分			
その他収益			
...			

その他収益計			
その他費用			
・・・			
その他費用計			
その他収益費用差額			
税引前当期収益費用差額			
法人税、住民税及び事業税			
法人税等調整額			
当期収益費用差額			
期首純資産			
期末純資産			

(注) 純資産間の振替が発生した場合、当期収益費用差額の下に、以下を追加する。

	一般純資産	指定純資産	合計
Ⅲ 純資産間の振替区分			
指定純資産から 一般純資産振替額		△	
純資産変動額			

(振替理由) 需要のなくなった●●事業を廃止したため

② 会計・事業区分別内訳

活動計算書 一般純資産の部

(単位：円)

科目	実施事業等会計					その他会計		法人会計	内部取引等消去	合計
	公1	寄1	継1	共通	小計	他1	その他			
経常収益										
経常費用										
経常収益費用差額										
その他収益										
その他費用										
その他収益費用差額										
税引前当期収益費用差額										
法人税、事業税及び事業税										
法人税等調整額										
当期収益費用差額										

③ 指定純資産の内訳

指定純資産の内訳と増減額及び残高

(単位：円)

内訳		交付者	前期末 残高	当期増加額 (収益)	当期減少額 (費用)	当期 増減差額	当期末 残高
公1	〇〇寄付金	・・					
公1	△△寄付金	個人〇 名					
継1	〇〇補助金	〇〇県					
合計							

④ 事業費・管理費の形態別区分

(単位：円)

形態別科目	実施事業等事業費	その他事業費	管理費	合計	配賦基準
役員報酬					
給料手当					
退職給付費用					
委託費					
減価償却費					
：					
その他費用					
合計					

5. 附属明細書

附属明細書の様式は、概ね以下の様式による。

①有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
有形固定資産	建物				
	土地				
	…				
	…				
	有形固定資産計				
無形固定資産	退職給付引当資産				
	〇〇積立資産				
	無形固定資産計				

(記載上の留意事項)

- ・ 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
- ・ 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。

② 引当金の明細

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金					
・ ・ ・					

(記載上の留意事項)

- ・ 期首又は期末のいずれかに残高がある場合にのみ作成する。
- ・ 当期増加額と当期減少額は相殺せずに、それぞれ総額で記載する。
- ・ 「当期減少額」欄のうち、「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載する。

- ③ 財務規律適合性に関する明細
財務規律への適合状況等、公益法人が開示すべき情報を記載する。

I. 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細

【収益事業等から利益額の50%を繰入れる場合】

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	円		
b R8.4.1～R9.3.31	円	円	円
c R9.4.1～R10.3.31	円	円	円
d R10.4.1～R11.3.31	円	円	円
e R11.4.1～R12.3.31	円	円	円

1. 公益目的事業会計全体の当該事業年度の収支比較

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用		
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用		円	円		
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)		円	△ 円		
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額(公益目的事業財産の取得等に係る部分を除く)を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載)		円	円		
収益事業等から生じた利益の繰入額	収益事業から生じた利益の繰入額	円		収入≥費用 年度剰余額 (収入-費用)	収入<費用 年度欠損額 (費用-収入)
	その他の事業(相互扶助等事業)から生じた利益の繰入額	円			
合計		円	円	A 円	B 円

2. 年度剰余額/年度欠損額と残存剰余額/残存欠損額との通算

年度剰余額がある場合は、残存欠損額と通算し、年度欠損額がある場合は、残存剰余額と通算します。

年度剰余額がある場合	年度剰余額	通算額(残存欠損額)	暫定残存剰余額(A-C)	通算した残存欠損額の発生事業年度	b	c	d	e	
A	円	C	D	通算額					円
				通算額に残る額	E				円
年度欠損額がある場合	年度欠損額	通算額(残存剰余額)	残存欠損額(B-E)	通算した残存剰余額の発生事業年度	a	b	c	d	e
B	円	F	G	通算額					円
				通算額に残る額	H				円

3. 暫定残存剰余額又は残存剰余額の解消

2.の通算後に暫定残存剰余額又は残存剰余額が残る場合、その額を公益目的保有財産の取得等に充てることで解消することができる。【⇒解消策の内容は別様式に記載】

	a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	暫定残存剰余額(D)
解消対象となる剰余額						円
解消額						円
翌事業年度に繰り越す残存剰余額						円

年度剰余額がある場合、a-eの残存剰余額とDを記載、年度欠損額がある場合、Gで計算したa-eを記載(「暫定残存剰余額(D)」の欄は0)。

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	円		
b R8.4.1～R9.3.31	円	円	円
c R9.4.1～R10.3.31	円	円	円
d R10.4.1～R11.3.31	円	円	円
e R11.4.1～R12.3.31	円	円	円
f R12.4.1～R13.3.31	円	円	0 円

0より大きい場合、均衡を欠くことになる

【収益事業等から利益額の50%超を繰入れる場合】

0. 前事業年度に算定した残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

前事業年度から繰り越した、過去の黒字・赤字を確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	円		
b R8.4.1～R9.3.31	円	円	円
c R9.4.1～R10.3.31	円	円	円
d R10.4.1～R11.3.31	円	円	円
e R11.4.1～R12.3.31	円	円	円

1. 特例算定の可否の確認

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等をキャッシュベースで比較し、資金不足が発生する(特例費用が特例収入を上回る)場合に特例算定(収益の50%を超える繰入れ)をすることができます。

	特例収入	特例費用	
公益目的事業会計の損益計算書(一般純資産に係るものに限る)の経常収益、経常費用	円	円	
減価償却費に係る調整(経常費用の控除対象)	円	△ 円	
公益充実資金に関する収支(当期の取崩額を「収入」欄に、積立額(上限あり)を「費用」欄に記載)	円	円	
公益目的保有財産に関する収支(売却に関しては売却収入額を「収入」欄に、取得等に関しては支出額を「費用」欄に記載)	円	円	
4年以内に生じた(b～eに係る)特例算定残存欠損額の合計額	円	円	
収益事業等から生じた利益の繰入額	円		(特例費用-特例収入)
	円		
合計	円	円	A 円

2. 特例算定残存欠損額の算定

1. で計算した資金不足(A)を補填するため、収益事業等から生じた利益の50%を超えて繰入れます。

(特例費用-特例収入)	繰り入れた利益の50%を超える部分	特例算定暫定年度欠損額
A 円	円	B 円

3. 残存剰余額の解消

特例算定を選択できる場合、当該事業年度に黒字が発生することはありませんが、残存剰余額について解消策を講じることが出来ます。【⇒解消策の内容は別様式に記載】

	a	b	c	d	e	
解消対象となる剰余額						円
解消額						円
翌事業年度に繰り越す残存剰余額						円

特例算定の場合、公益目的保有財産の取得等は既に特例費用に計上されているため解消策には含まれません

4. 当該事業年度の残存剰余額・残存欠損額・特例算定残存欠損額

翌事業年度に繰り越される黒字・赤字を基に、中期的収支均衡が図られているかを確認します。

発生事業年度	残存剰余額	残存欠損額	特例算定残存欠損額
a R7.4.1～R8.3.31	円		
b R8.4.1～R9.3.31	円	円	円
c R9.4.1～R10.3.31	円	円	円
d R10.4.1～R11.3.31	円	円	円
e R11.4.1～R12.3.31	円	円	円
f R12.4.1～R13.3.31	0 円	円	円

より大きい場合、均衡を欠くことになる

【収支事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額の計算】

(1) 収益事業等の利益額の50%を公益目的事業財産へ繰入れる場合

収益事業等の利益の50%を公益目的事業へ繰入れる場合は(1)を記載してください

活動 計 算 書			収益事業		その他事業 (相互扶助等事業)	
	収益事業等の経常収益の総額	1	円		円	
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円		円	
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	円		円	
	収益事業等の経常費用の総額	4	円		円	
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円		円	
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	円		円	
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	円		円	
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△	円	△	円	
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	円		円		合計
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額(収益の50%)	10		円		円	円
うち実物資産を繰入れる額 ※	11		円		円	円

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

(2) 収益事業等の利益額の50%を超えて公益目的事業財産へ繰入れる場合

収益事業等の利益の50%を超えて公益目的事業へ繰入れる場合は(2)に記載してください

活動 計 算 書			収益事業		その他事業 (相互扶助等事業)	
	収益事業等の経常収益の総額	1	円		円	
	収益事業等の経常外収益の総額	2	円		円	
	収益事業等の収益総額(1欄+2欄)	3	円		円	
	収益事業等の経常費用の総額	4	円		円	
	収益事業等の経常外費用の総額	5	円		円	
	収益事業等の費用総額(4欄+5欄)	6	円		円	
	収益事業等当期利益額(3欄-6欄)	7	円		円	
管理費のうち収益事業・その他事業に按分される額の控除	8	△	円	△	円	
調整後の収益事業等の当期利益総額(7欄+8欄)	9	円		円		合計
収益事業等の利益から公益目的事業財産への繰入額(収益の50%)	10		円		円	円
うち実物資産を繰入れる額 ※	11		円		円	円

※実物資産を繰入れる場合は、繰入れる資産について次の欄に記載してください。

資産の名称	場所	面積、構造、物量等	事業番号	繰入れ後の資産の用途 (概要、使用面積、使用用途等)	帳簿価額
			公		円
			公		円

【剰余額解消策の明細】

解消策(剰余額の用途)及びそれにいくら充てたのか(解消額)を記載してください

1~3号	解消内容	解消対象の剰余額					暫定残存剰余額(D)
		a/G-a	b/G-b	c/G-c	d/G-d	e/G-e	
1							円
2							円
3							円
4							円
5							円
I	解消額合計						円

【公益充実資金の明細】

1. 公益充実資金の前年度末明細

公益充実資金の前年度末値を確認します。

前年度末					
各資金の明細		実施時期(年度)	所要額		残高
	費用			円	円
	資産			円	円
				円	円
				円	円
				円	円
				円	円

2. 公益充実資金の本年度末明細

公益充実資金の本年度末値を確認します。

当該事業年度開始日(西暦)	
---------------	--

本年度末											
前期末残高		取崩額(合計値)		取崩額のうち資産取得分以外		積立額		今期末残高		積立限度額	
0	円	0	円	0	円		円	0	円	0	円
各資金の明細		実施時期(年度)		所要額		取崩額(個別)		備考			
	費用				円		円				
	資産				円		円				
	費用				円		円				
	資産				円		円				
	費用				円		円				
	資産				円		円				

3. 公益充実資金の積立内訳、積立基準額の算定値(中期的収支均衡の50%超繰入れ時用)

中期的収支均衡の観点で、50%を超えて繰入れをする際に使用する公益充実資金の各種算定値を確認します。

各資金の明細		期首積立内訳(算定値)		残り必要額(算定値)		支出までの残存期間		活動毎積立基準額(算定値)		積立基準額(算定値)	
	費用		円		円		年		円		円
	資産		円		円		年		円		円
	費用		円		円		年		円		円
	資産		円		円		年		円		円
	費用		円		円		年		円		円
	資産		円		円		年		円		円

4. 公益充実資金と公益目的事業費率、使途不特定財産上限との関連値

公益目的事業費率及び使途不特定財産上限との関係で、公益充実資金における必要な値を確認します。

各資金の明細		積立内訳(算定値、公益実施費用額に算入)		取崩内訳(公益実施費用額から控除)	
	費用		円		円
	資産		円		円
	費用		円		円
	資産		円		円
	費用		円		円
	資産		円		円
合計			円		円

A	費用	
特定の事業又は資産取得等の名称	●●周年事業	
当該活動の内容		
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年 月 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法		

B	資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	施設改良	
当該活動の内容		
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年 月 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法		

C	費用	
特定の事業又は資産取得等の名称	奨学金事業準備	
当該活動の内容		
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年 月 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法		

D	資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	インフラ整備	
当該活動の内容		
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年 月 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法		

E	費用	
特定の事業又は資産取得等の名称	学術集会準備	
当該活動の内容		
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年 月 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法		

F	資産	
特定の事業又は資産取得等の名称	▲▲施設取得	
当該活動の内容		
計画期間(目的設定～実施)	西暦	年 月 月 月数 (0 月)
所要額の算定方法		

II 公益目的事業比率に関する数値及びその計算の明細

(公益法人認定法第5条第8号に定められた公益目的事業比率について審査します。)

公益目的事業比率の算定			
公益実施費用額(13欄より)	1		円
公益実施費用額+収益等実施費用額+管理運営費用額 (13、23、33欄の合計)	2		円
公益目的事業比率(1欄÷2欄)	3		%

公益実施費用額の計算			
公益目的事業に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	4		円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	5	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	6	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	7	円
	公益充実資金積立額(別表B(5) V 欄より)	8	円
	公益充実資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	9	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	10	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	11	円
	調整額計(5欄～11欄の計)	12	円
公益実施費用額(4欄+12欄)	13		円

収益等実施費用額の計算			
収益事業等に係る事業費の額(別表B(5) I 欄より)	14		円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	15	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	16	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	17	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	18	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	19	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	20	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	21	円
	調整額計(15欄～21欄の計)	22	円
収益等実施費用額(14欄+22欄)	23		円

管理運営費用額の計算			
管理費の額(別表B(5) I 欄より)	24		円
調 整 額	土地の使用に係る費用額(別表B(5) II 欄より)	25	円
	融資に係る費用額(別表B(5) III 欄より)	26	円
	無償の役務の提供等に係る費用額(別表B(5) IV 欄より)	27	円
	特定費用準備資金積立額(別表B(5) V 欄より)	28	円
	特定費用準備資金取崩額(別表B(5) VI 欄より)	29	円
	引当金の取崩額(別表B(5) VII 欄より)	30	円
	財産の譲渡損等(別表B(5) VIII 欄より)	31	円
	調整額計(25欄～31欄の計)	32	円
管理運営費用額(24欄+32欄)	33		円

※ 土地の使用に係る費用額、融資に係る費用額又は無償の役務の提供等に係る費用額を公益目的事業比率の算定で算入する場合には、別に明細の作成が必要。

Ⅲ 使途不特定財産額の保有制限に関する数値及びその計算の明細

【使途不特定財産額の保有制限の判定】

この様式では、使途不特定財産額が、使途不特定財産額の保有上限額を超えていないことを確認します。
使途不特定財産額は、以下の計算により算定します。

使途不特定財産額＝資産－(負債＋一般社団・財団法人第131条の基金)－(控除対象財産－控除対象財産の対応負債の額※)－予備財産額

※対応負債の額とは、控除対象財産に直接対応する負債の額とその他の負債のうち控除対象財産に按分された負債の合計額です。
なお、控除対象財産から対応負債の額を控除するのは、借入金等によって資産を取得している場合には、負債が二重で減算されることになってしまうためです。

1. 使途不特定財産額の計算に必要な数値の作成(下記3.及び4.に必要な数値を作成します。)

資産の部		負債の部			
控除対象財産の額(●●から転記)	2	円	控除対象財産に直接対応する負債の額	6	円
流動資産(控除対象財産以外)の額		円	流動負債(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	7	円
固定資産(控除対象財産以外)の額		円	固定負債(控除対象財産以外)に直接対応する負債の額	8	円
			引当金勘定の合計額	9	円
			その他負債(各資産に直接対応しない負債)の額	10	円
			負債の合計額	11	円
			純資産の部		
			一般社団・財団法人第131条の基金の額		円
			指定純資産の額		円
			一般純資産の額		円
資産計	5	円	負債の部及び純資産の部合計	11	円

2. 使途不特定財産額の保有上限額(＝公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)の計算

事業年度(過去5年間)	公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額	20 保有上限額
R7.4.1～R8.3.31	円	<input checked="" type="checkbox"/> 基本(過去5年間の平均値)
R8.4.1～R9.3.31	円	<input type="checkbox"/> 当該事業年度の値
R9.4.1～R10.3.31	円	<input type="checkbox"/> 前事業年度の値
R10.4.1～R11.3.31	円	
R11.4.1～R12.3.31	円	

(当該事業年度又は前事業年度を選択する場合は理由を記載)

(当該事業年度にける公益目的事業の実施に要した費用の額に準ずる額)

当該事業年度	円	控除額計
損益計算書上の公益目的事業に係る事業費(一般純資産及び指定純資産に係るもの)の額	円	公益実施費用額から控除する引当金の取崩額
商品等の原価を予め費用計上していない場合のみ商品等繰返に依る原価相当額	円	財産の繰渡損、評価損等の額
公益充実資金の積立額(上限あり)(●●から転記)	円	公益充実資金の取崩額(●●から転記)
計	0円	控除額計

3. 使途不特定財産額の計算

資産 5欄	24	0円	控除対象財産の額 2欄	27	0円
負債 11欄	25	0円	対応負債の額 39欄	28	0円
一般社団・財団法人第131条の基金 12欄	26	0円	予備財産額	29	0円
			使途不特定財産額 24欄-25欄-26欄-27欄+28欄-29欄(0以下の場合は0)	30	0円

4. 控除対象財産に対応負債の額の計算(次の2つの方法のうちいずれかをリストから選択してください。)

公益法人認定法施行規則第22条第7項の方法		公益法人認定法施行規則第36条第7項の方法		公益法人認定法施行規則第36条第8項の方法	
控除対象財産の額 2欄	31	0円	控除対象財産の額 2欄	31	円
控除対象財産に直接対応する負債の額 6欄	32	0円			
指定純資産の額	33	0円	指定純資産の額	33	円
31欄-32欄-33欄	34	0円	31欄-33欄	34	0円
引当金勘定の合計額 9欄	35	円	引当金勘定の合計額 9欄	35	円
各資産に直接対応する負債の額 6欄+7欄+8欄	36	0円			
その他負債の額 10欄(11欄-35欄-36欄と同額)	37	0円	その他負債の額 11欄-35欄	37	0円
一般純資産の額	38	0円	一般純資産の額	38	0円
対応負債の額 32欄+34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	0円	対応負債の額 34欄×37欄/(37欄+38欄)	39	円

【判定結果】

使途不特定財産額の保有上限額 20欄	40	
使途不特定財産額 30欄	41	
使途不特定財産額の保有上限額の超過の有無	42	

<欄外> 事業年度が1年でない場合の第40欄の記入欄

使途不特定財産額の保有上限額	40	0円
----------------	----	----

※ 資産取得資金又は特定費用準備資金を保有する場合には、別に明細の作成が必要。

【公益目的継続事業予備財産】

公益目的継続事業予備財産を保有する場合には、以下の事項について記載ください。

①保有の必要性		公益目的継続事業予備財産を保有する必要性を記載ください。以下の i ~ iv の観点からの御説明が考えられます。 i 公益法人の事業内容、ii 資産及び収支の状況、iii 災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益目的事業の継続が困難となる事態、iv 不測の事態に備えた平時の取組			
②限度額		円	上記①の必要性に基づき必要となる金額とその理由・根拠を記載ください。		
③公益目的継続事業予備財産額		使途不特定財産額から控除される予備財産額は、「上記②限度額」又は「使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額」のいずれも超えることはできません。			
②限度額		使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額(※)		公益目的継続事業予備財産額	
	円		円	⇒	円
<p>(※)使途の定まっていない公益目的事業財産(対応する負債を除く)の額＝公益目的事業会計の資産額－負債の差額－公益目的事業会計の控除対象財産(対応する負債を除く)の額で算定</p>					

6. 財産目録

公益法人会計基準に定めのある財産目録については、概ね以下の様式による。ただし、財務諸表の注記に記載する場合には、作成しないことができる。

財 産 目 録 令和 年 月 日現在

科目	場所・物量等	使用目的等	(単位:円) 金額
流動資産 現金及び預金 有価証券 ・・・	手元保管普通預金 〇〇銀行〇〇支店	運転資金 〇〇 <u>公益充実資金 〇〇</u>	
固定資産 1. 有形固定資産 土地 美術品 2. 無形固定資産 ・・・ 3. その他固定資産 投資有価証券 ・・・	〇〇 m ² ×× 市 ▽▽ 町3-5-1 〇〇m ² 絵画 〇点 〇年〇 月以前取得 第〇回利付国債他	<u>基本財産</u> であり、 <u>公益目的保有財産</u> である。 〇〇事業の施設に使用している。 <u>基本財産</u> であり、 <u>公益目的保有財産</u> である。 〇〇事業に供している。認定前に取得した不可欠特定財産である。 <u>特定資産</u> であり、新規事業のための準備積立金である。	
資産合計			
流動負債 未払金	〇〇に対する未払額	〇〇事業に供する備品購入の未払い分	
固定負債 退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員〇〇名に対する退職金の支払いに備えたもの	
負債合計			
純資産合計			

上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、下記に従い明細を作成する。

(記載上の留意事項)

- ・ 支部を有する法人は、支部単位での明細を作成するものとする。
- ・ 資産を他の事業等と共用している場合には、法人において、区分、分離可能な範囲で財産を確定し、表示する。ただし、物理的な特定が困難な場合には、一つの事業の資産として確定し、共用財産である旨を記載するものとする。
- ・ 基本財産、使途拘束資産（控除対象財産：公益目的保有財産、法人活動保有財産、公益充実資金、特定費用準備資金、資産取得資金、指定寄附資金）を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。このほか、法人が設定した特定資産がある場合も同様とする。
- ・ 不可欠特定財産を有する場合には、使用目的等の欄に明示するものとする。
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第25条に基づき、財産目録に

より公益目的保有財産を区分表示する場合には、上記ひな型例に従い、貸借対照表科目、資産の種類、場所、数量、取得時期、使用目的の事業等を詳細に記載するものとする。なお、上記ひな型では詳細な記載を表示できない場合には、明細を作成する。

以上